

2025 年度 事業概要



2025 年 4 月

国土交通省 中部地方整備局

三 重 河 川 国 道 事 務 所



地域の明日へ、地域とともに。

1. 1 所管

三重河川国道事務所は、三重県内北・中部の河川 4 水系、道路 4 路線を所管しています。

(1) 防災・減災、国土強靱化のための 5 ヶ年加速化対策 (P. 4)

(2) 河川事業 (P. 5～)

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川の河川改修、維持修繕、河川管理及び洪水予報・水防警報業務

(3) 道路事業 (P.22～)

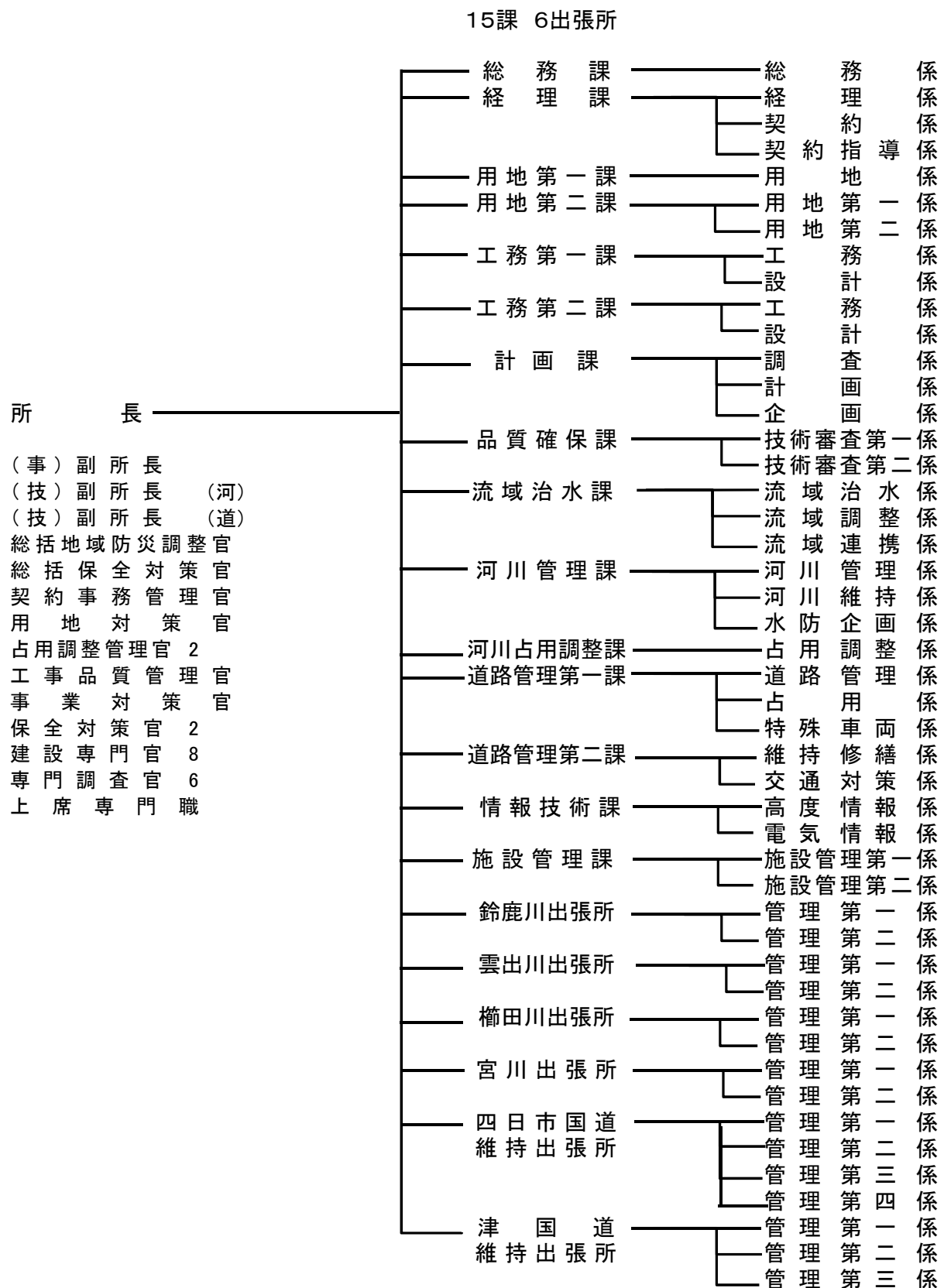
国道 23 号の改築と国道 1 号、23 号、25 号、258 号の維持修繕、交通安全対策、電線共同溝整備並びに道路管理

(4) 防災対策 (P.42～)

地域防災力向上に向けた取組



1. 2 組織



2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

国土交通省は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（26対策）
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（12対策）
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（15対策）

を柱として、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講ずることとしています。

三重河川国道事務所においても、流域治水対策等（河川における河道掘削、堤防整備等）に取り組んでいきます。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策



気候変動に伴い激甚化・頻発化する事前災害に対応するため、事前防災対策を推進



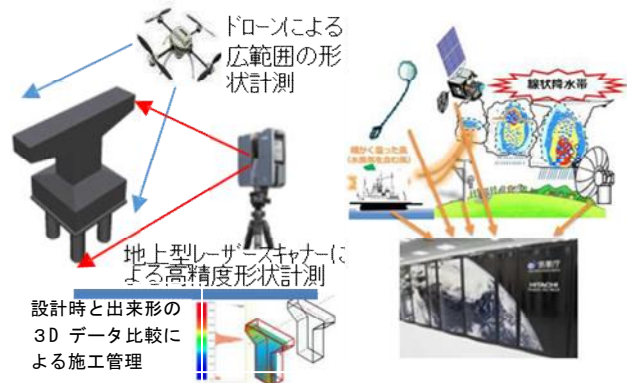
大規模地震時の緊急物資輸送機能等の確保のため、社会資本の耐震対策等を推進

予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策



国土強靱化事業を円滑化する ICT の活用を推進

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進



観測体制強化やスパコン等活用により気象予測を高度化

3. 河川事業の概要

近年、局地的な大雨や集中豪雨による内水及び洪水氾濫、大規模地震などによる甚大な被害が全国で多発しており、三重県内でも平成 24 年 9 月には鈴鹿川沿川で甚大な浸水被害が発生したほか、平成 26 年 8 月には雲出川沿川で、平成 29 年 10 月には宮川及び勢田川沿川で浸水被害が発生している状況です。

三重河川国道事務所では、一級水系の鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川において、このような水災害に備え、被害を最小限に軽減するほか、河川環境の保全や水辺利用の促進を図ることにより、地域の安全・安心を確保し、地域経済を支えることとしています。

そのため、各水系の河川整備計画（12 頁参照）、水防災意識社会再構築ビジョン（16 頁参照）、流域治水プロジェクト（17 頁参照）等に基づいて、

- 河川改修：洪水氾濫を未然に防ぐため、或いは堤防から越水等をした場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすため、すなわち被害の防止・最小化等を図るための、堤防・護岸の整備や河道掘削等
 - 環境整備：自然再生や水辺利用のための、魚道改良や高水敷・護岸整備等
 - 河川管理：巡視・点検等による状態把握、これを踏まえた河川管理施設の補修・更新等
河川法に基づく許認可、安全利用のための取組等
 - 河川調査：河川の計画・管理等のための降水量・水位・流量の観測や、それらに基づく洪水予報・水防警報、適正な水質管理のための水質調査等
- など、ハード・ソフト両面の取組を行っています。

事業費内訳表

（単位：百万円）

工種	河川名	市町村名	事業名	R5 事業費	(R5補正)	R6 事業費	(R6補正)	R7 事業費	備考
改修	鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市 亀山市	一般河川改修事業	544.0	833.0	520.0	785.0	514.0	
	雲出川	津市、松阪市	一般河川改修事業	850.0	959.0	977.0	1,060.0	1,008.0	
	櫛田川	松阪市、多気町	一般河川改修事業	132.0	270.0	130.0	275.0	128.0	
	宮川	伊勢市、玉城町	一般河川改修事業	1,000.0	420.0	937.4	365.0	903.0	
	小計			2,526.0	2,482.0	2,564.4	2,485.0	2,553.0	
維持 修繕 + 対応	鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市 亀山市	河川維持修繕事業	434.6	159.5	445.0	111.5	447.5	
	雲出川	津市、松阪市	河川維持修繕事業	359.7	134.6	368.2	31.0	387.0	
	櫛田川	松阪市、多気町	河川維持修繕事業	307.2	112.3	338.1	136.0	337.2	
	宮川	伊勢市、玉城町	河川維持修繕事業	368.2	29.4	401.6	226.0	410.3	
	鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市 亀山市	河川工作物関連応急対策事業	—	—	—	—	—	
	雲出川	津市、松阪市	河川工作物関連応急対策事業	20.0	—	—	—	—	
	櫛田川	松阪市、多気町	河川工作物関連応急対策事業	50.0	14.0	—	—	—	
	宮川	伊勢市、玉城町	河川工作物関連応急対策事業	—	—	360.0	—	240.0	
	小計			1,539.7	449.8	1,912.9	504.5	1,822.0	
環境	櫛田川	松阪市	総合水環境整備事業	16.0	120.0	7.5	75.0	13.5	
	宮川	玉城町	総合水環境整備事業	2.0	79.0	2.0	82.6	59.0	
	小計			18.0	199.0	9.5	157.6	72.5	
災害	鈴鹿川	鈴鹿市	河川等災害復旧事業	—	—	—	—	—	
	櫛田川	松阪市	河川等災害復旧事業	108.2	108.2	48.0	33.6	14.4	
	宮川	松阪市	河川等災害復旧事業	325.3	171.4	—	—	—	
	小計			433.5	279.6	48.0	33.6	14.4	
合計				4,517.2	3,410.4	4,534.8	3,180.7	4,461.9	

3. 1 鈴 鹿 川

鈴鹿川は、昭和42年5月に一級河川として指定され、このうち本支川（鈴鹿川 28.5km、鈴鹿川派川4.0km、内部川6.8km、安楽川1.9km）の直轄管理区間（計41.2km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。

鈴鹿川



塩浜地区 河道掘削

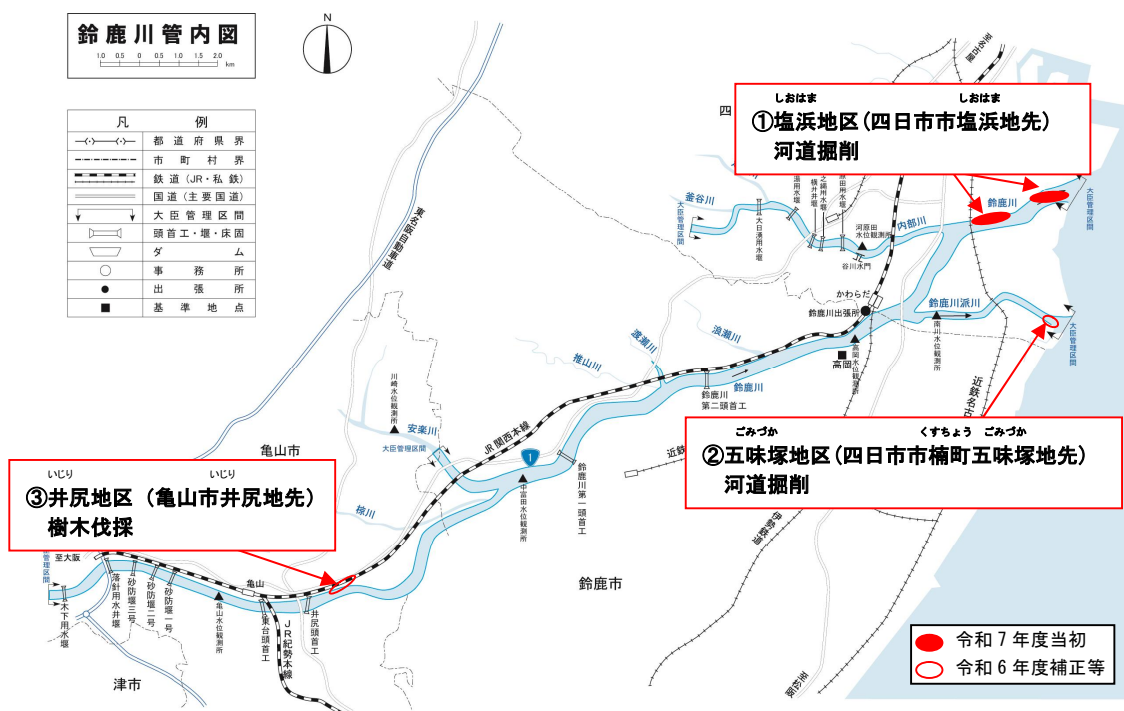
(1) 令和7年度の主な事業内容

1) 鈴鹿川の河川改修

○鈴鹿川塩浜地区、鈴鹿川派川高潮地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な河道断面を確保するための河道掘削を実施します。（下図①、②）。

2) 鈴鹿川の維持・管理

○鈴鹿川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの障害となる河道内樹木の伐採、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。（下図③）
また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視等により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います。（18頁（1）参照）



雲出川

3. 2 雲 出 川

雲出川は、昭和41年3月に一級河川として指定され、このうち本支川（雲出川 16.2km、雲出古川2.5km、中村川5.1km、波瀬川4.7km）の直轄管理区間（計 28.5km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



須賀瀬地区 河道掘削

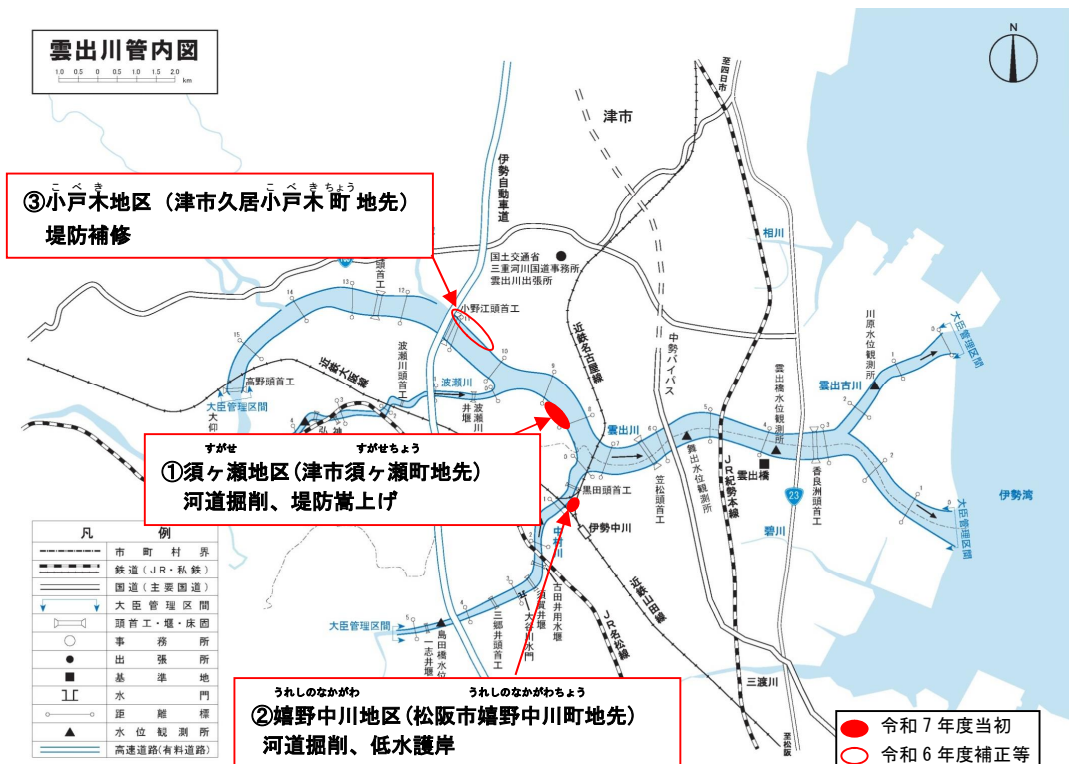
(1) 令和7年度の主な事業内容

1) 雲出川の河川改修

- 雲出川須ヶ瀬、嬉野中川地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な河道断面を確保するため、河道掘削を実施します（下図①、②）。
- 雲出川須ヶ瀬地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な堤防断面（高さ及び幅）を確保するため、築堤護岸整備を実施します（下図①）。
- 中村川嬉野中川地区において、洪水時の水の流れから高水敷が削られることを防ぎ、河川堤防を守るための低水護岸を実施します（下図②）。

2) 雲出川の維持・管理

- 雲出川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの障害となる河道内樹木の伐採、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。
- また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います。（18 頁（1）参照）
- 令和6年台風第10号により、一部被災した堤防を補修します。（下図③）



3. 3 櫛 田 川

櫛田川は、昭和42年5月に一級河川として指定され、このうち本支川（櫛田川 18.9km、佐奈川 5.4km、派川・祓川 0.1km）の直轄管理区間（計 24.4km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。

櫛田川



清水地区 築堤護岸整備

(1) 令和7年度の主な事業内容

1) 櫛田川の河川改修

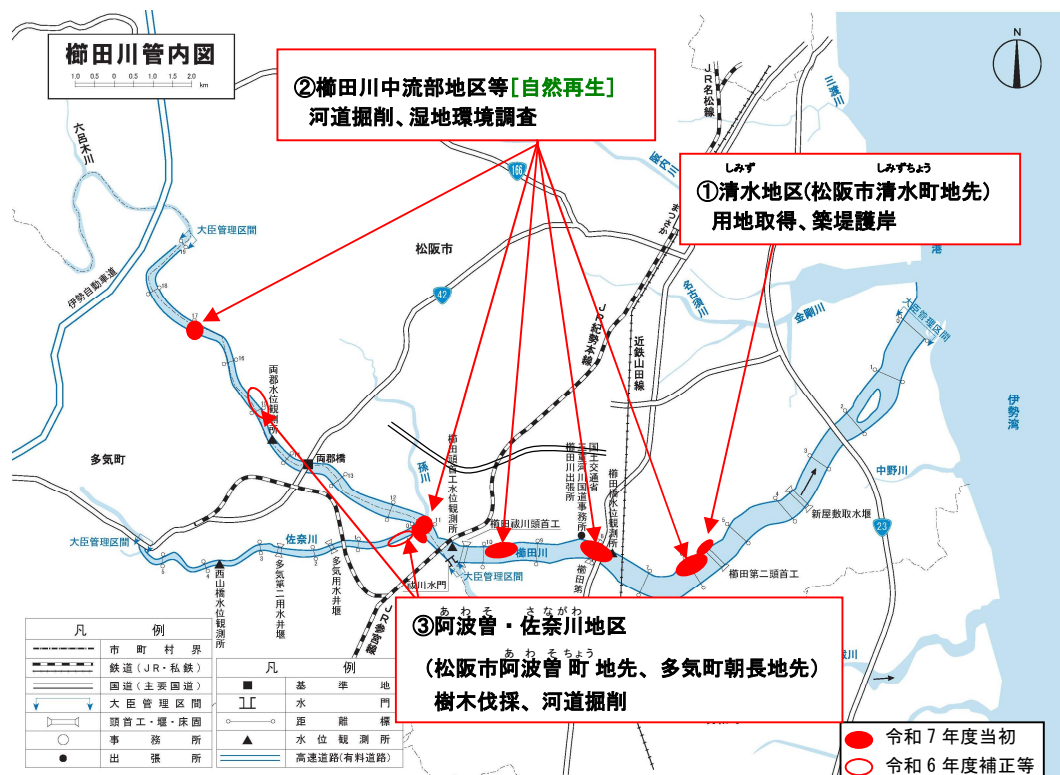
○櫛田川清水地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な堤防断面（高さ及び幅）を確保するため、築堤護岸整備に必要な用地取得を実施します（下図①）。

2) 櫛田川中流部での湿地環境再生〔自然再生事業〕

○湿地環境再生のための河道掘削を実施します（下図②）。

3) 櫛田川の維持・管理

○櫛田川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの障害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。（下図③）
また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います。（18 頁（1）参照）



3. 4 宮 川

宮川は、昭和50年4月に一級河川として指定され、このうち本支川（宮川 11.6km、大湊川 1.7km、五十鈴川 3.2km、勢田川 6.1km）の直轄管理区間（計 22.6km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。

勢田川



船江地区 桧尻川排水機場ポンプ増強

(1) 令和7年度の主な事業内容

1) 宮川の河川改修

○勢田川船江地区において、「勢田川流域等浸水対策実行計画」に基づき、浸水被害軽減のために、桧尻川排水機場ポンプの増強を実施します（次項（3）参照）（下図①）。

○宮川川端地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な堤防断面（高さ）を確保するため、築堤整備を実施します（下図②）。

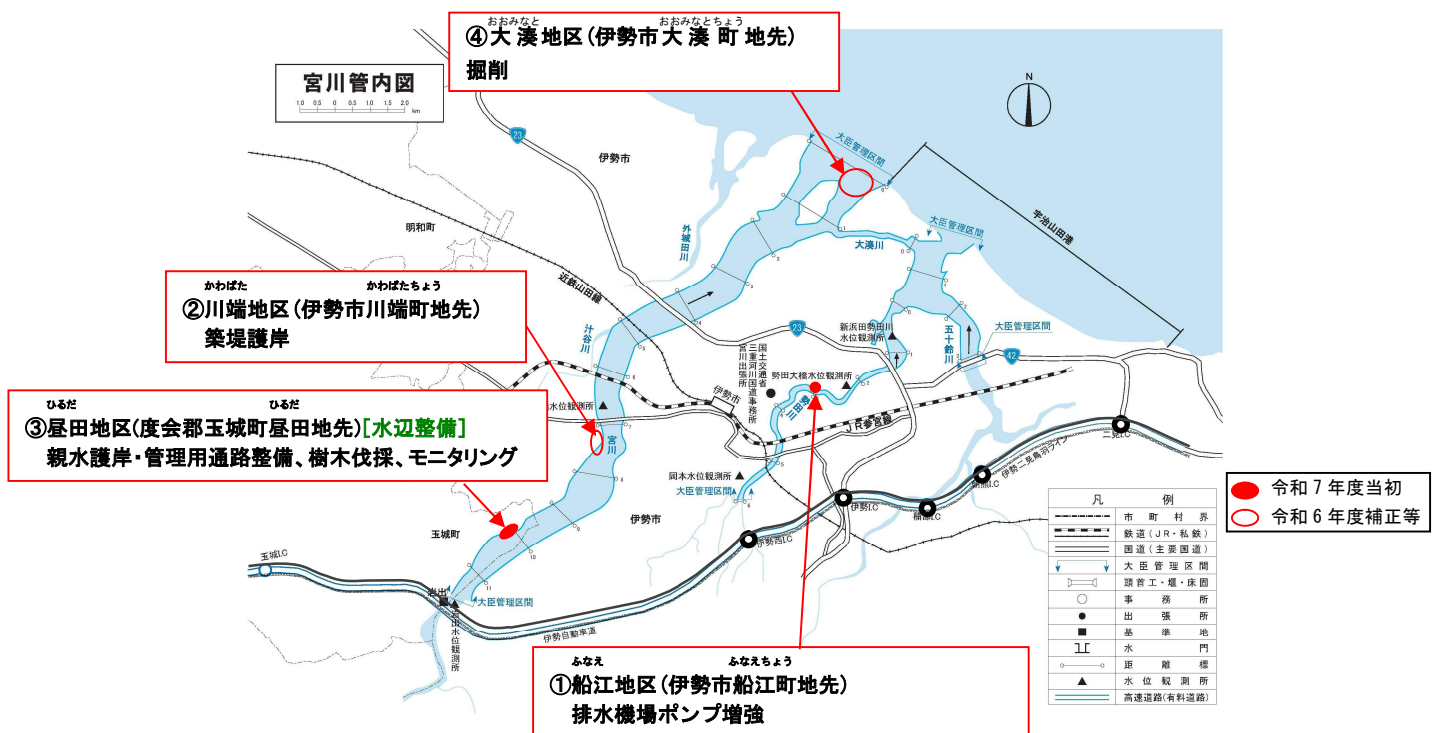
2) 宮川上流部での環境・親水性の向上 [水辺整備事業]

○「玉城町かわまちづくり計画」に基づき昼田地区において、親水護岸・管理用通路の整備、樹木伐採及び利用状況及び魚類等生息状況等のモニタリングを継続実施します（10 頁（2）参照）（下図③）。

3) 宮川の維持・管理

○宮川本川・支川の護岸等の補修、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します（下図④）。

また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います（18 頁（1）参照）。



(2) 宮川^{たまきちよう}の環境に配慮した整備事業について

1) 玉城町かわまちづくり計画

当該地区では、宮川の自然を生かした空間利用を目的として、高水敷整備、管理用通路整備、親水護岸整備を実施しました（水辺の楽校）。令和5年度に、玉城町がまちの活性化を目的に、当該地域を活用したかわまちづくり計画を策定しました。

令和6年度は利用状況及び魚類等生息状況等のモニタリングを実施するとともに、ワークショップを開催し住民の方々の意見を伺い、意見を踏まえて親水護岸の設計を行っております。

今年度も引き続き利用状況及び魚類等生息状況等のモニタリングの実施を進めるとともに、親水護岸や管理用通路の施工及び、ワークショップ等で施工に向けた工事の事前説明を実施する予定です。



玉城町かわまちづくり整備イメージ



利用状況（水遊びやキャンプ）

(3) 勢田川流域等浸水対策協議会

平成29年台風第21号による大雨で、伊勢市内を流れる勢田川^{ひのきじり}、^{しるたに}、松尾川、汁谷川流域において、主に内水氾濫により広範囲に浸水したことを受け、浸水被害軽減に向けた、ソフト・ハードの取組みを計画的・一体的に推進するため、伊勢市・三重県・国土交通省による勢田川流域等浸水対策協議会を立ち上げました。

対策協議会では各行政機関が取組む事業の連携・調整を図り、より効果的な対策を推進すべく「勢田川流域等浸水対策実行計画（平成30年6月19日）」を策定し、これに基づき対策を実施しています。

令和4年6月に勢田川流域等浸水対策の取り組みとして実施する「松尾川排水機場ポンプ増強本体工事」の着手にあたり、「松尾川排水機場ポンプ増強本体工事 着工式」を開催しました。

引き続き、対策協議会にて各機関による対策の進捗管理及び達成状況を確認し、早期に目標が達成できるよう進めていきます。



勢田川松尾川排水機場整備（ポンプ増強）
〔整備完了後の完成イメージ〕



松尾川排水機場ポンプ増強本体工事 着工式

勢田川流域等浸水対策実行計画 対策メニュー

区分	カテゴリ	No.	対象河川(流域)	内容	事業主体	実施する目標期間	
						短期計画 平成30年度～令和7年度	中長期計画 (今後20～30年程度)
ハード対策	河川整備	1	勢田川	緊急的な堤防かさ上げ	国土交通省		
		2	勢田川	河道掘削・堤防かさ上げ	国土交通省		
				河道断面の拡幅	国土交通省		
		3	勢田川	勢田川排水機場ポンプ増強	国土交通省		
		4	勢田川	逆流防止フラップ弁設置	伊勢市		
		5	椋尻川	椋尻川排水機場ポンプ増強	国土交通省		
		6	椋尻川(指定区間)	河道掘削	三重県		
		7	椋尻川(指定区間)	河川整備	三重県		
		8	椋尻川(準用河川)	河川整備	伊勢市		
	雨水集排水	9	勢田川・椋尻川流域	下水道整備	伊勢市	整備計画決定 3排水区整備を集中的に先行実施 黒瀬ポンプ場ポンプ増強	
		10	勢田川・椋尻川流域	流域における総合治水対策	国土交通省 三重県・伊勢市		
ソフト対策		11	勢田川	危機管理型水位計の設置	国土交通省		
		12	勢田川(指定区間・準用河川)	危機管理型水位計の設置	三重県 伊勢市		
		13	勢田川流域	洪水浸水想定区域の指定・公表	国土交通省		
		14	勢田川(指定区間)流域	洪水浸水想定区域図の作成	三重県		
		15	勢田川流域	洪水浸水想定区域の説明会の実施	国土交通省 伊勢市		
		16	椋尻川(準用河川)	危機管理型水位計の設置	伊勢市		
		17	椋尻川流域	洪水浸水想定区域図の作成	三重県		
		18	椋尻川流域	洪水浸水想定区域の説明会の実施	三重県 伊勢市		
		19	勢田川・椋尻川流域	ハザードマップの更新	伊勢市	平成29年度更新 (勢田川流域、平成29年10月実施)	
		21	勢田川・椋尻川流域	防災啓発体制の強化	伊勢市		
		22	勢田川・椋尻川流域	伊勢市防災大学の開催	伊勢市		
		23	勢田川・椋尻川流域	伊勢市防災コーディネーターの認定	伊勢市		
		24	勢田川・椋尻川流域	防災教育の強化	国土交通省 三重県・伊勢市		
		25	勢田川・椋尻川流域	勢田川浸水状況共有システムの構築	国土交通省 三重県・伊勢市		

浸水被害軽減対策計画メニュー進捗状況（勢田川・椋尻川）

区分	カテゴリ	No.	対象河川(流域)	内容	事業主体	実施する目標期間	
						短期計画 平成30年度～令和7年度	中長期計画 (今後20～30年程度)
ハード対策	河川整備	1	汁谷川	特殊堤整備	三重県		
		2	汁谷川	排水ポンプの新設	三重県		
		3	汁谷川	土砂撤去	三重県・伊勢市		
		4	汁谷川	排水機場の耐水化	伊勢市		
ソフト対策		5	汁谷川	危機管理型水位計の設置	三重県		
		6	汁谷川流域	洪水浸水想定区域図の作成	三重県		
		7	汁谷川流域	洪水浸水想定区域の説明会の実施	三重県・伊勢市		
		8	汁谷川流域	ハザードマップの更新	伊勢市		

浸水被害軽減対策計画メニュー進捗状況（汁谷川）

【令和7年2月現在】

■実施済み ■実施中・今後実施

3. 5 河川調査

(1) 調査・計画

1) 河川の調査

鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系において、河川改修や維持管理、水防に必要な雨量や水位・流量観測を行うとともに、河川環境の保全のため、水質調査や自然環境調査（陸上昆虫類、動植物等）を行います。

2) 河川整備計画

平成 28 年 12 月 1 日に、鈴鹿川水系において概ね 30 年間における河川改修や維持管理の内容を具体的に示した河川整備計画を策定したことにより、4 水系全ての河川整備計画が策定されました。

今後、改修や維持管理を行うために現況河道を適切に評価し、河川整備計画の内容についてフォローアップを行います。

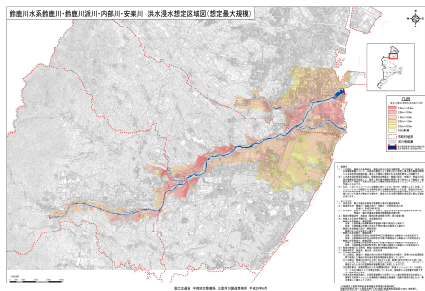
水系名	河川整備基本方針	河川整備計画
鈴鹿川	平成 20 年 6 月 1 日策定	平成 28 年 12 月 1 日策定
雲出川	平成 18 年 9 月 1 日策定	平成 26 年 11 月 25 日策定
櫛田川	平成 15 年 10 月 2 日策定	平成 17 年 8 月 3 日策定
宮 川	平成 19 年 11 月 22 日策定	平成 27 年 11 月 16 日策定

3) 洪水浸水想定区域図

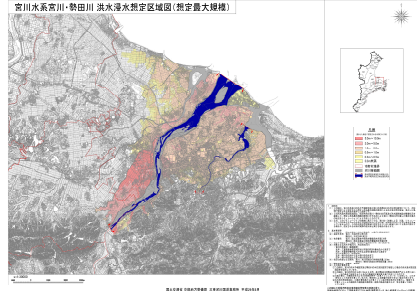
近年、全国的に計画規模を上回る降雨による水害が頻発していることから、平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を指定・公表することとなり、平成 29 年 6 月に直轄管理区間全ての洪水浸水想定区域を指定しました。

洪水浸水想定区域を元に市町においてハザードマップの更新が行われています。

水系名	河川名	指定年月日
鈴鹿川	鈴鹿川・鈴鹿川派川・内部川	平成 28 年 5 月 31 日
	安楽川	平成 29 年 6 月 2 日
雲出川	雲出川・雲出古川・中村川・波瀬川	平成 28 年 12 月 15 日
櫛田川	櫛田川・佐奈川	平成 28 年 12 月 15 日
宮 川	宮川	平成 28 年 12 月 15 日
	勢田川	平成 29 年 6 月 2 日



鈴鹿川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



宮川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

(2)雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川への指定

流域治水の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、国土交通大臣は、令和5年3月31日に、一級河川雲出川水系中村川・波瀬川等の計8河川について、三重県知事は同日付けで、三重県が管理する雲出川水系赤川（1河川）について、特定都市河川として指定しました。指定後は、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されたほか、法第6条および第7条の規定に基づき、令和5年7月25日に中部地方整備局長、三重県知事、津市長、松阪市長をはじめとした流域の関係機関、学識者、地域住民代表等が会し、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会を組織しました。

令和6年6月4日に開催した第3回 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会において、パブリックコメントにていただいたご意見を踏まえて協議を行い、流域水害対策計画を策定しました。今後は計画に基づき、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を各自治体とともに流域一体で計画的に進めていきます。

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H26.8 雲出川からのバックウォーター等により
浸水被害が発生
(H21,H29等にも浸水被害が発生)
- R3.3 雲出川水系流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
(特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて検討開始（雲出川
外流域治水協議会で意見交換）
- R5.1 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意
- R5.3 特定都市河川指定
(流域水害対策推進表明書取交式開催)
- R6.6 流域水害対策計画策定

H21.10洪水
雲出川・中村川
・波瀬川・赤川
合流部付近の
浸水状況



流域水害対策
計画策定後、
河川管理者等にて
(R6.6.4)



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
 - ・河道掘削、堤防整備
 - ・雲出川本川の無堤部対策
 - ・バックウォーターの影響を小さくするための遊水地整備等
 - ・下水道整備検討 等



雲出川・中村川・波瀬川・赤川合流部付近

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化
(雨水浸透阻害行為の許可)

雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税
(補助率1/3→1/2,固定資産税1/6→1/2に軽減)

- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫
(浸水被害防止区域の指定)

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を「**浸水被害防止区域**」に指定することを検討

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる

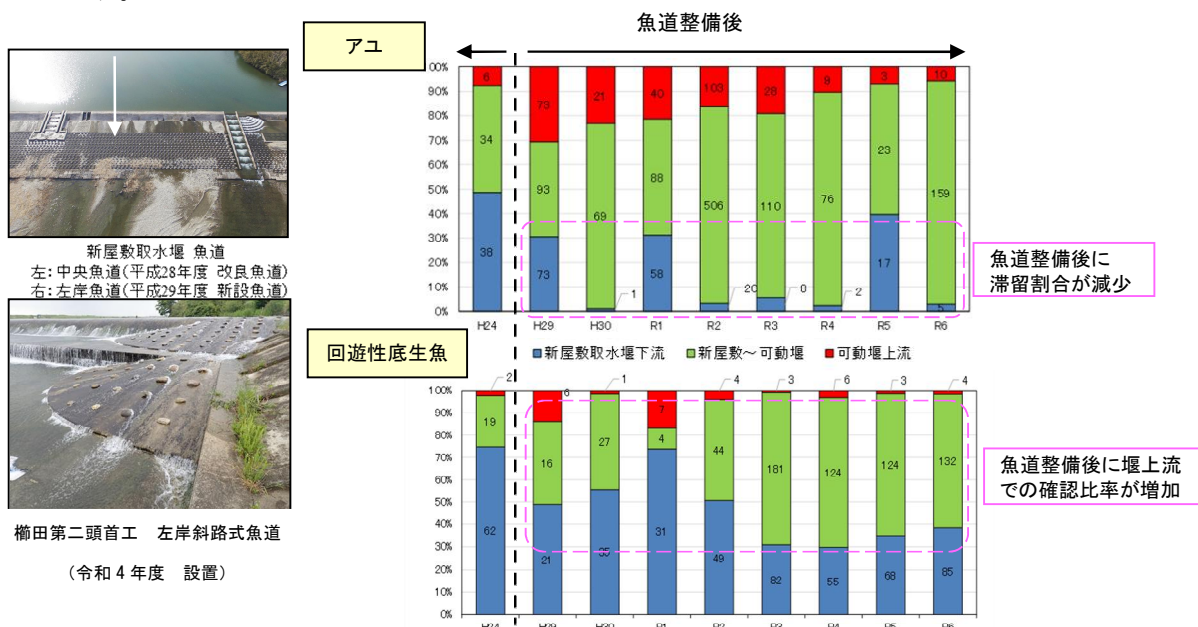
(3) 櫛田川自然再生の推進

櫛田川では自然再生計画（令和5年度に変更）の目標『櫛田川がつなぐ人と自然・文化』の達成に向け、魚道整備により回遊魚の遡上を促すとともに湿地再生を進め、櫛田川における河川環境の連続性向上及び地域活性化に向けた取り組みを実施しています。地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関で情報共有、意見交換等を行い、連携して活動をするため、櫛田川自然再生推進会議を開催しており、令和6年度までに10回の会議を開催しました。

平成28年度以降、櫛田川下流部に設置されている各堰において、魚道の新設・改良を実施し、アユ・回遊性底生魚の遡上を確認しております。今後櫛田可動堰の魚道の改良に取り組んでいきます。合わせてコクチバス（特定外来生物）の生息地や産卵床の調査を行い、コクチバスを減らす取り組みとして櫛田川コクチバス生息環境マップを毎年度更新しております。

また、氾濫原や湿地環境の機能の低下に伴い、土砂堆積が進み陸域化して外来植生の拡大や樹林化が進行している砂州の切り下げによる湿地再生を計画しております。令和6年度より、氾濫原湿地環境の再生に向けた調査を行い、今後掘削などにより整備を進めていきます。

今後も引き続き、櫛田川での魚類の遡上環境調査を実施するとともに、櫛田川自然再生推進会議、技術専門部会を開催し、地域活性化に向け、地域と連携した櫛田川における自然再生の推進を図っていきます。



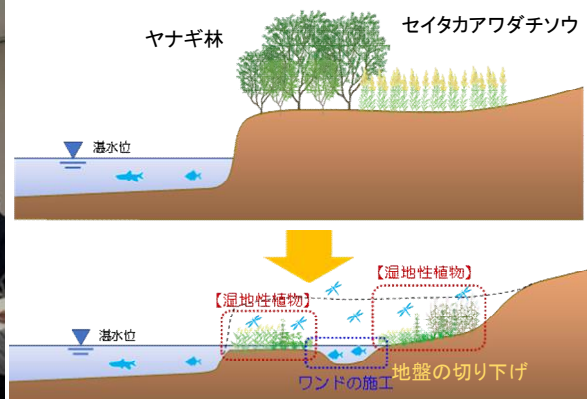
新屋敷取水堰 魚道
左: 中央魚道(平成28年度 改良魚道)
右: 左岸魚道(平成29年度 新設魚道)



櫛田第二頭首工 左岸斜路式魚道
(令和4年度 設置)



第10回櫛田川自然再生推進会議
(令和7年3月17日)



湿地再生のイメージ

(4) 洪水予報・水防警報

出水時には気象庁などの関係機関とともに、住民や水防団へ「洪水予報」、「水防警報」等を発信しています。

平成 30 年度には危険箇所等に新たに開発された洪水時に特化した危機管理型水位計を設置しました。平成 30 年 6 月 1 日より運用を開始した「川の水位情報」では危機管理型水位計の水位データなども閲覧が可能で、適時的確な水位状況を把握し、避難情報の発令等への活用を図ります。令和元年度には簡易型河川監視カメラを設置し、「川の水位情報」に公開し、危機管理型水位計と併せて洪水の「切迫感」を共有し、円滑な避難行動につなげました。

また、平成 30 年 5 月からは洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用した「洪水情報のプッシュ型配信」を開始しました。



川の水位情報

<https://k.river.go.jp/> (パソコン・スマートフォン共通)



配信対象市町

①河川氾濫のおそれ	②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)
【見本】 (件名) 氾濫発生のおそれ (本文) 〇〇川が氾濫のおそれ 〇〇付近で河川の水が上昇、氾濫が発生する危険があります 自治体からの情報を確認し、安全確保を図るなど速やかに適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります(国土交通省)	【見本】 (件名) 氾濫発生 (本文) 〇〇川が氾濫 〇〇市〇〇地区付近で河川の水が堤防を越えて住宅地などに押し寄せています 命を守るための適切な防災行動をとってください(国土交通省)	【見本】 (件名) 氾濫発生 (本文) 〇〇川が氾濫 〇〇市〇〇地区付近で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています 命を守るための適切な防災行動をとってください(国土交通省)

配信内容(案)

対象水系	鈴鹿川		雲出川	
	高岡	亀山	雲出橋	大仰
① 河川氾濫のおそれ (氾濫危険水位到達時)	—	—	津市	津市
②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	鈴鹿市 四日市市	鈴鹿市 亀山市	津市	津市
②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)	鈴鹿市 四日市市	鈴鹿市 亀山市	津市	津市

対象水系	櫛田川		宮川
	櫛田橋	両郡	岩出
① 河川氾濫のおそれ (氾濫危険水位到達時)	明和町	多気町 明和町	伊勢市 玉城町
②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	明和町	多気町 明和町	伊勢市 玉城町
②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)	明和町	多気町 明和町	伊勢市 玉城町

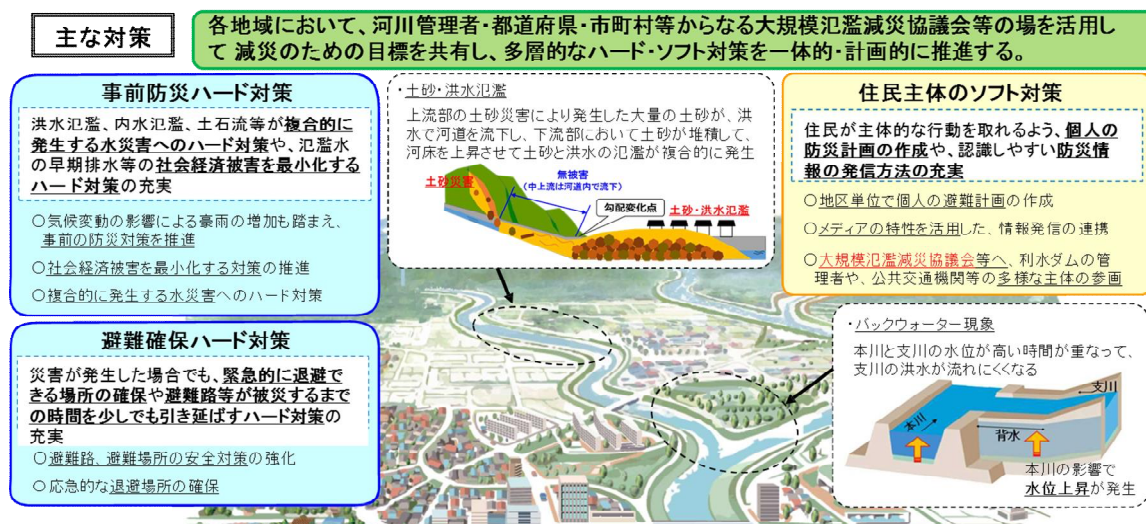
洪水情報のプッシュ型配信

(5) 水防災意識社会再構築ビジョン

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を受けて、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会の再構築を目的とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、県、市町等からなる協議会等を設置し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めることにしています。

三重河川国道事務所では、平成 28 年度に管内 4 水系で災害対応連絡会を設置・開催し、策定した各水系の減災に係る取組方針のフォローアップと、構成機関内の情報共有・意見交換を通じて取組の推進と連携強化を図っています。

https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/daikibo_hanran/index.html



平成 30 年度には、平成 29 年 6 月の水防法改正に伴い、流域全体として取組を促進するため、国と県管理河川各々で開催していた協議会を統合し、『大規模氾濫減災協議会』を設置・開催しました。その後、高齢者福祉部局や防災教育等関係機関、鉄道事業者が協議会へ新たに参画し、連携しながら取組を実施しております。

令和 3 年度は、平成 28 年度に策定した減災に関わる取組方針が目標期間である 5 年を迎え、これまでの

取組状況や流域治水プロジェクトの施策を踏まえ、新 5 ヶ年（令和 3 年度～令和 7 年度）の取組方針を改定しました。令和 7 年度も引き続き、近年の大規模な水害を踏まえ、引き続き関係機関と連携し、取組内容をフォローアップするとともに、重点的に取組むべき項目について協議・共有し、「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層充実・加速化していきます。



令和 6 年度 第 1 回
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会（合同開催）

(6) 流域治水プロジェクト

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策②被害対象を減少させるための対策③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を多層的に進めるため、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を流域関係者により連携して計画的に推進することを目的として流域治水協議会を設置し、令和3年3月末に鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系の流域治水プロジェクトを策定・公表しました。

また、流域治水の更なる推進のため、流域治水プロジェクトにおける河川整備をはじめとする様々な対策の目標とする外力について、将来の気候変動の影響も考慮し、令和5年8月に雲出川水系の、令和6年3月末に鈴鹿川・櫛田川・宮川水系の流域治水プロジェクトを「流域治水プロジェクト2.0」として更新しました。



雲出川水系流域治水プロジェクト 2.0

国や都道府県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、令和４年度に鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系の「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表しました。

○多段階の浸水想定図

公表済みの浸水想定区域図も、浸水深のランク別の浸水範囲を異なる色で示した図を、より頻度の高い複数の年超過確率で多段階の浸水想定図を作成しました。

○水害リスクマップ

1/10～想定最大規模降雨の降雨により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたもので、年超過確率毎の浸水域を示した図です。なお、現在の多段階の浸水想定図及び水害リスクマップは、国管理河川の氾濫のみを示しております。

三重河川国道事務所管内の多段階の浸水想定図及びリスクマップについて

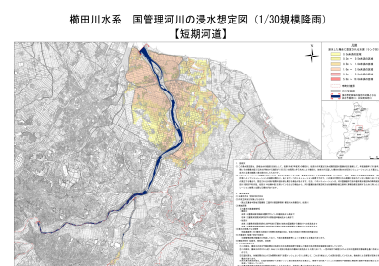
https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/ryuiki-chisui/risk_map.html

今後、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で、本プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

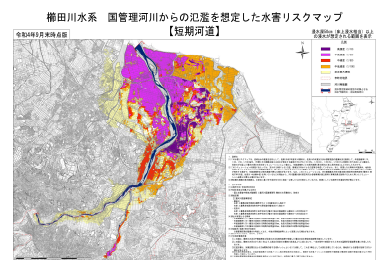
<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/ryuiki-chisui/index.html>



流域対策のイメージ



櫛田川水系 国河川管理の浸水想定図
 (1/30 規模)【短期河道】



櫛田川水系 国河川管理からの氾
 濫を想定した水害リスクマップ
 浸水深 50cm 以上【短期河道】

3. 6 河川管理関係

(1) 河川巡視等

1) 河川パトロール

平常的に河川を巡回し、異常や変化を把握します。また、不法投棄や不法工作物等の監視を目的とした目的別巡視や、災害時巡視などを行います。

2) 堤防徒歩点検

出水期前・台風期においては徒歩点検を実施し、河川パトロールとは別に堤防等の状況をより細かく把握するために点検を行います。

3) 安全利用点検

ゴールデンウィーク前に河川内での水難事故防止を目的として、水際に転落しやすい箇所はないか、注意喚起の看板が倒れていないかなどを現場で点検します。

4) 出水期前点検

出水期前に河川許可工作物の管理者と合同で、施設の安全性及び許可工作物が適切に機能しているかを確認します。



タブレット端末を利用した河川巡視



堤防徒歩点検状況



安全利用点検状況



出水期前点検状況

(2) 維持修繕工事

1) 損傷箇所の補修及び流木対応

河川巡視などで発見した損傷箇所は、応急維持対応等を行い安全性を確保します。

また、台風などの出水で河川内に漂着した流木は、河川管理施設等へ悪影響を及ぼさないよう撤去します。なお、河川内から撤去した流木については、薪ストーブなどに活用するための無料配布を行うなど、処理にかかる費用の削減と資源の有効活用に努めています。

＜応急維持対応＞



＜損傷箇所の補修＞



＜流木の処理＞



2) 堤防除草など

堤防の健全性を確認するために堤防除草を行います。

堤防除草により発生した刈草は、無料配布するなど、刈草の処理にかかる費用の削減と資源の有効活用に努めています。また伐採した木の無料配布も行っています。



除草作業



堆肥化した草の無料配布



伐採した木の無料配布

(3)事故対応（水質）

油や化学物質が河川内に流入した場合、河川からの取水（水道、工業用水、農業用水など）を困難にさせるほか、水質、生態系への影響も懸念されます。令和6年度は三重四水系で7件の水質事故が発生し、流入箇所の公物管理者や漁協等の関係機関とともに、迅速な対応と情報提供を行っています。

令和7年度も良好な河川水質が保てるよう、関係機関と連携して水質事故対応に取り組んでいきます。



水質事故対応
常設オイルフェンス（オレンジ色）に加え万国旗型オイル吸着マット（白色）を設置

(4)事故対応（水難）

利用者が安全に河川を利用できるよう、河川や流域の特徴を整理し、河川情報の入手方法や利用に関する啓発を図り、安全な河川敷地利用に努めています。水難事故の未然防止や、事故発生時の情報共有等を協議するため、警察、消防、県、関係市町及び漁業協同組合等の代表者が集まり、各水系で「安全な河川敷地利用連絡協議会」を開催しています。

引き続き関係機関と連携して、水難事故防止対策に取り組んでいきます。



安全な河川敷地利用連絡協議会の開催状況

(5)渇水対応

降水量が少なく河川流量が減少すると、河川環境の悪化による魚類等への影響や、取水困難による市民生活、企業活動、農業等への影響が発生します。そのため、河川管理者は河川を監視するとともに、必要な情報提供を行い、利水者間で節水などの取り決めについて協議を行います。

直近では、令和元年度に宮川で渇水調整を行い、宮川ダムの発電貯留量の一部をかんがい用水として融通を行う措置の決定や節水を実施しています。

令和6年度は冬季の少雨により櫛田川で渇水となり、渇水対策支部を設置し河川の監視の強化や関係者との情報交換を行うなど渇水対応を進めました。

今後も引き続き、関係機関と連携して渇水に備えた対応を図っていきます。



流況監視（定点監視、瀬切れ調査等）



渇水情報の広報（事務所ホームページより）

(6) 河川愛護

河川愛護思想の普及啓発を目的として平成13年より「川と海のクリーン大作戦」を呼びかけ、河川・海岸の清掃活動を実施しています。令和6年度は、9月～11月に実施し、804名の方々に参加を頂き、2トントラック16台分のゴミを回収することが出来ました。令和7年度も引き続き清掃活動に取り組んでいきます。



川と海のクリーン大作戦における
清掃活動

(7) 不法占用・不法行為対策

勢田川などの河口部では、河川法の占用許可を受けずに係留されている船舶が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や、船舶からの油漏れ等、様々な面で河川管理上の問題を引き起こすおそれがあります。

勢田川では、平成21年に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり協議会を設立し、係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議しています。

不法係留船ゼロを目標に、①既存係留施設の管理者の決定（占用許可）、②所有者不明船の強制撤去、③自主撤去を促す啓発チラシを船舶所有者に送付、④行政代執行を見据えた強制措置など、様々な取組を実施した結果、協議会設立時に約950隻あった不法係留船は、47隻（県担当：47隻、国担当分は解消）〔令和6年12月時点〕と大幅に減少しました。

令和7年度も勢田川の不法係留船ゼロの実現に向け、引き続き関係機関と協力して取組を進め、雲出川・櫛田川・宮川についても、不法係留船対策を進めていきます。

また、その他の不法占用やゴミの不法投棄などの不法行為についても、是正と防止対策を進めます。

勢田川：伊勢市一色町の対応状況

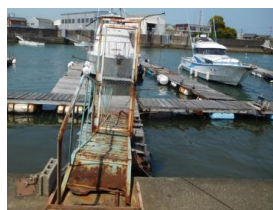


平成21年の状況



令和6年の状況

勢田川：伊勢市田尻町の強制措置を踏まえた対策結果

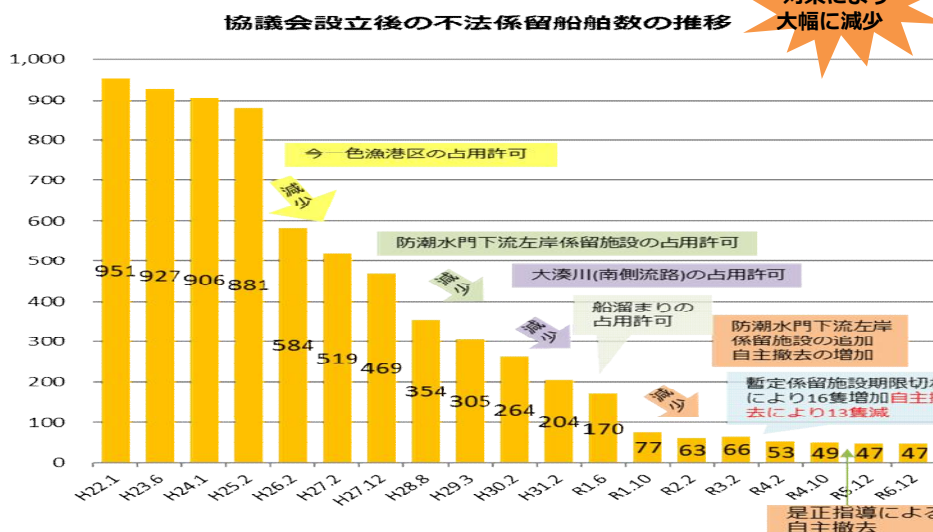


【対策前】令和5年2月の状況



【対策前】令和5年10月の状況

協議会設立後の不法係留船舶数の推移



4. 道路事業の概要

名古屋、大阪の両大都市圏にまたがる三重県は、東西文化の交わるところに位置し、魅力的な文化資産や観光資源を有しています。

また、輸送機械や精密部品等の製造業を中心に、高い技術力を誇る企業が多く存在します。

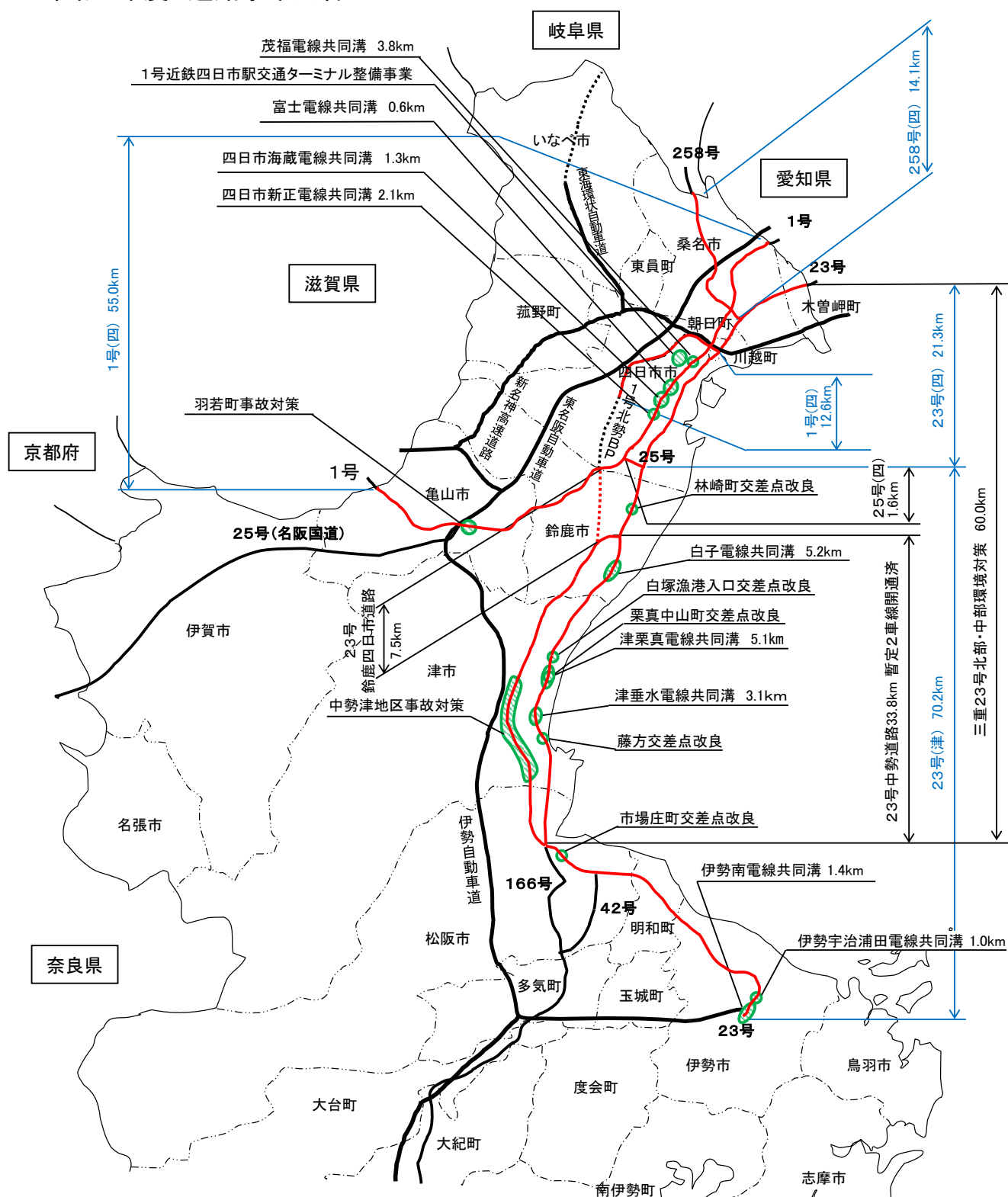
三重河川国道事務所は、三重県がより良い地域となるよう、地域産業の支援を下支えする道路の整備や管理に取り組み、令和5年11月に全線暫定2車線で開通した「23号中勢道路」をはじめ、「23号鈴鹿四日市道路」、及び「1号近鉄四日市駅交通ターミナル」の整備によりさらなる地域の活力を高めるとともに、「1号・23号交通安全対策等」により交通の安全性を確保し、「1号・23号電線共同溝」「23号北部・中部環境対策」などにより質の高い生活環境の創造を実現するため、各事業を推進します。

[事業費内訳表] (単位：百万円)

工種	路線名	市町村名	事業名	R6 事業費	R6 補正	R7 事業費	備考(R7年度)
改築	23	鈴鹿市～松阪市	中勢道路	464	250 (250)	457	
改築	23	木曽岬町～松阪市	三重23号 北部・中部環境対策	10	—	10	
改築	23	四日市市～鈴鹿市	鈴鹿四日市道路	410	—	900	
改築	1	四日市市	1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業	1,064	—	2,253	
交通安全	1	亀山市	三重1号交通安全対策	120	—	109	羽若町事故対策 109
交通安全	23	鈴鹿市 津市 松阪市	三重23号交通安全対策	462	—	453	白塚漁港入口交差点改良 60 林崎町交差点改良 38 栗真中山町交差点改良 70 中勢津地区事故対策 182 藤方交差点改良 65 市場庄町交差点改良 38
電線 共同溝	1	四日市市	三重1号電線共同溝	472	220 (220)	349	茂福電線共同溝 5 富士電線共同溝 20 四日市海蔵電線共同溝 292 四日市新正電線共同溝 32
電線 共同溝	23	鈴鹿市 津市 伊勢市	三重23号電線共同溝	96	—	300	白子電線共同溝 30 津栗真電線共同溝 15 津垂水電線共同溝 15 伊勢宇治浦田電線共同溝 10 伊勢南電線共同溝 230
計				3,098	470	4,831	

() : 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算

令和7年度 道路事業内容



※(四)は四日市国道維持出張所管理区間、(津)は津国道維持出張所管理区間を示す

開	通	済	――
開	通	済	(所管道路) 〰〰〰
事	業	中	■ ■ ■ ■ ■
事	業	中	(所管道路) ■ ■ ■ ■ ■

4. 1 改築関係

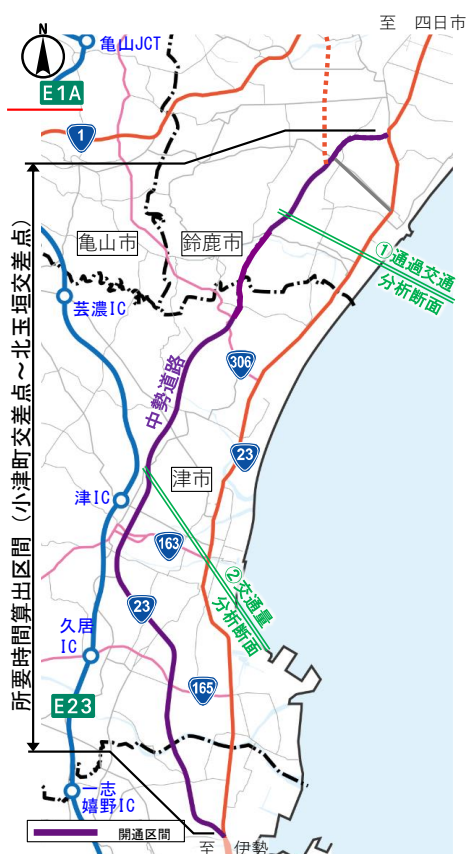
(1) 改築

1) 23号中勢道路

一般国道23号中勢道路は、現道23号の三重県鈴鹿市北玉垣町から三重県松阪市小津町間の交通渋滞の緩和、交通安全の確保、中勢地域の産業支援、ならびに災害時の代替路機能の確保を目的とする道路です。

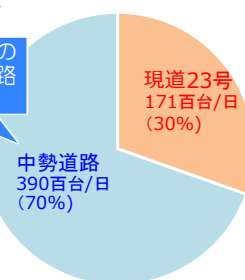
①事業の必要性＜交通環境の改善＞

- 現道23号の慢性的な混雑は、中勢道路の開通の延伸により交通転換が進み、現道23号の交通量が減少したことで、混雑が緩和され、所要時間の短縮や交通事故の減少などにより交通環境が改善
- 中勢道路の全線開通により、現道23号と中勢道路が連結することで、通過交通との機能分担が図られ、松阪～鈴鹿の所要時間短縮や、現道23号の更なる混雑緩和や安全性の向上などの交通環境の改善が期待



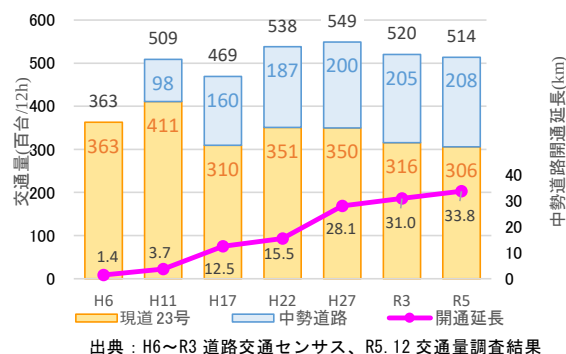
①通過交通の利用分

現在、通過交通の約7割が中勢道路を利用

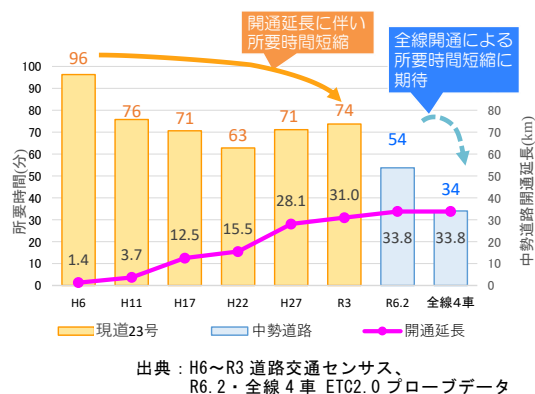


出典：ETC2.0プローブデータ（R6.2平日）

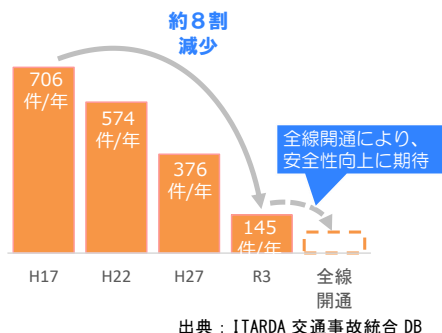
②交通量の推移



＜現道23号の所要時間の推移と中勢道路の所要時間予測＞



＜現道23号の死傷事故件数の推移＞

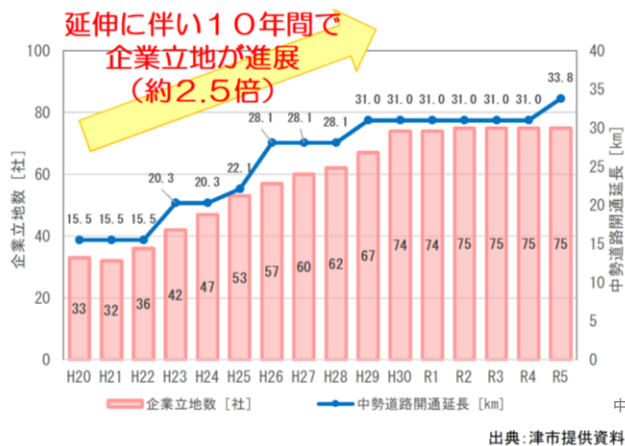


②事業の必要性＜産業支援：企業立地・民間開発を促進＞

■過去 10 年間で、中勢道路開通の延伸に伴い中勢北部サイエンスシティ(工業団地)では企業立地が約 2.5 倍、杜の街(住宅団地)では世帯数が約 2 倍に増加

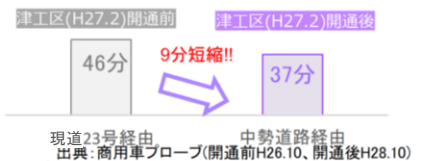


中勢北部サイエンスシティ
〈進出企業の推移〉



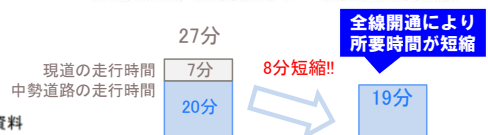
■松阪方面への所要時間の変化

中勢北部サイエンスシティ～小津町交差点

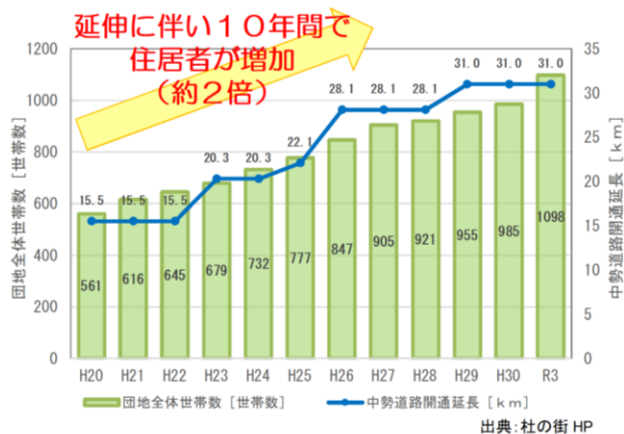


■鈴鹿方面への所要時間の変化

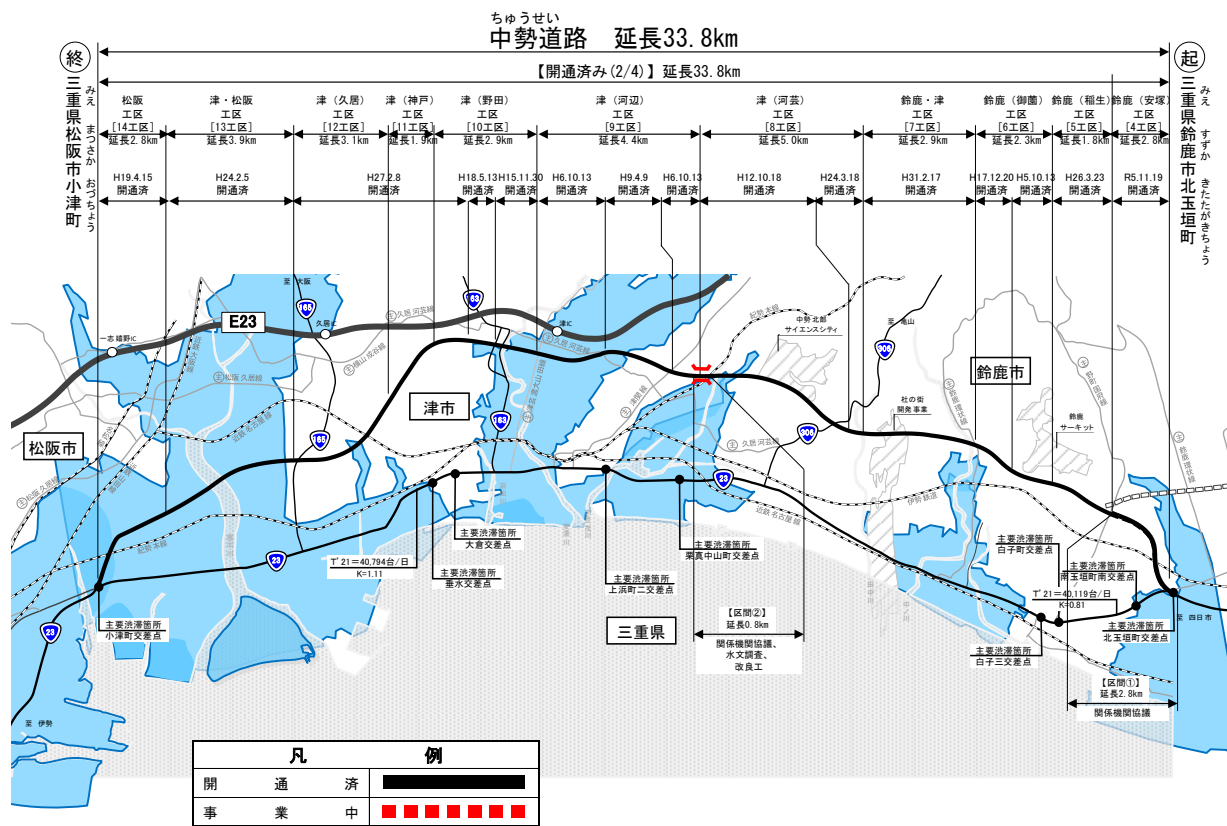
中勢北部サイエンスシティ～中勢道路起点部



杜の街団地
〈世帯数の推移〉



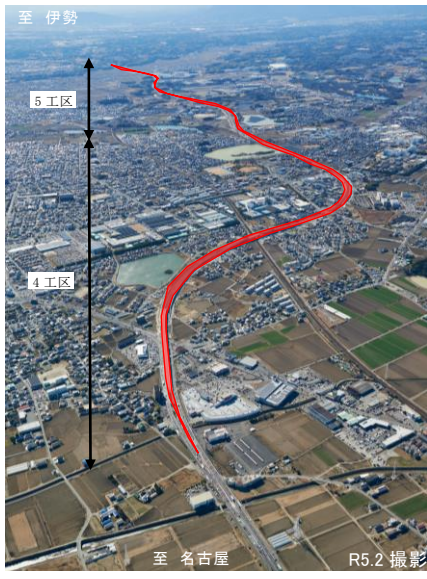
令和7年度 中勢道路事業内容



国道23号 中勢道路(9工区)
津市大里窪田町(部分立体化)



国道23号 中勢道路(4工区)



区間		事業進捗状況
4工区	鈴鹿市北玉垣町 ～鈴鹿市野町	関係機関協議
9工区	津市大里窪田町 (部分立体化)	関係機関協議、水文調査、改良工

2) 23号鈴鹿四日市道路

一般国道23号鈴鹿四日市道路は、三重県の製造業の拠点都市である四日市市と鈴鹿市を連絡するとともに、北勢バイパスと中勢道路を接続することで県内の南北軸の強化に資する延長約7.5kmの道路です。

① 整備効果＜渋滞の緩和による交通事故の減少＞

- 現道23号と鈴鹿四日市道路等のバイパス道路で交通が分散。
- バイパス道路で主要渋滞箇所を回避するとともに、現道23号の渋滞緩和により追突事故が減少。

【主要渋滞箇所の回避】南福崎～小津町

現況 18箇所 → 整備後 7箇所

【安全性の向上】追突事故(南福崎～小津町)

現況 1,083件/4年 → 整備後 875件/4年(208件減少)

※現況：イタルダデータ(H30-R3) 整備後：人身事故算定式に基づき算出

② 整備効果＜地域間の速達性を向上＞

- 四日市市と鈴鹿市間の旅行速度が向上し、四日市港への輸送時間が短縮するため、速達率が向上。

【旅行速度の向上】四日市市⇄鈴鹿市

現況 約32km/h → 整備後 約41km/h(約9km/h向上)

【所要時間の短縮】鈴鹿市内⇄四日市港

現況 約52分 → 整備後 約39分(約13分減少)

※現況：ETC2.0ブロープ情報(2019年8月平日平均7時台)

整備後：未開通区間(鈴鹿四日市道路、北勢バイパス)は

規制速度60km/hとして算出

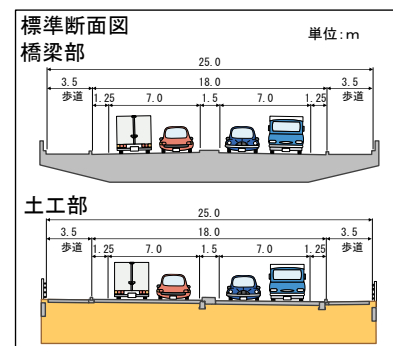
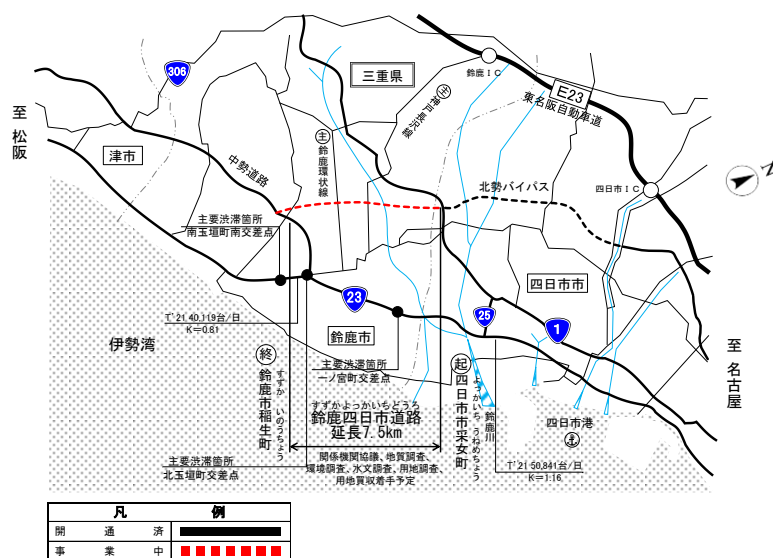
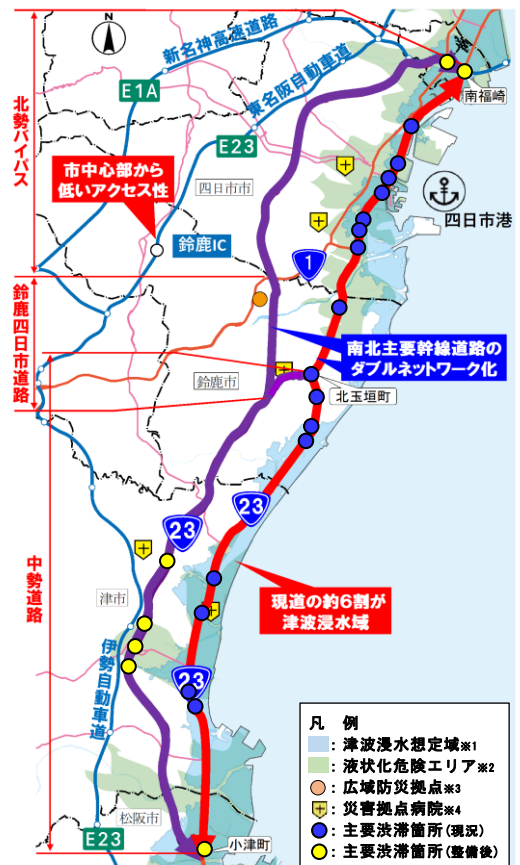
③ 整備効果＜津波災害時のルート確保＞

- 四日市市から松阪市間がダブルネットワーク化され、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時のリダンダンシーを確保。

【津波浸水想定区間の延長】

現況 約30km → 全線整備後 約4km

※平成25年度三重県地震被害想定調査



区間	事業進捗状況
四日市市采女町～鈴鹿市稻生町	関係機関協議、地質調査、環境調査、水文調査、用地調査、用地買収着手予定

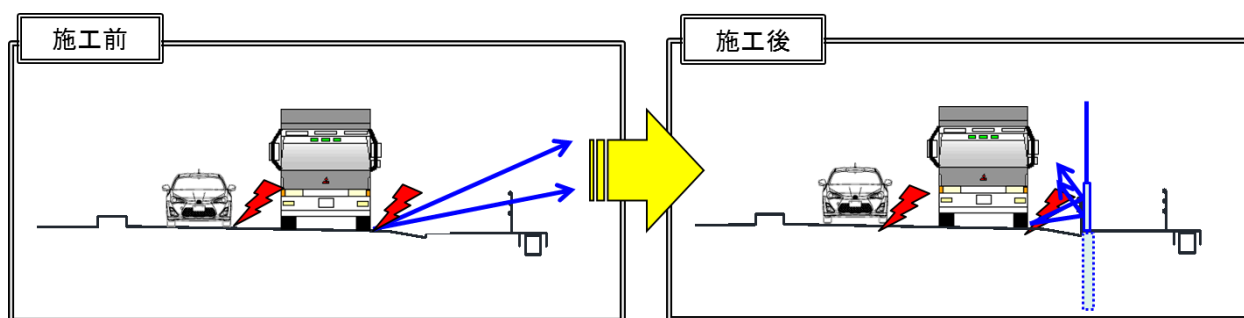
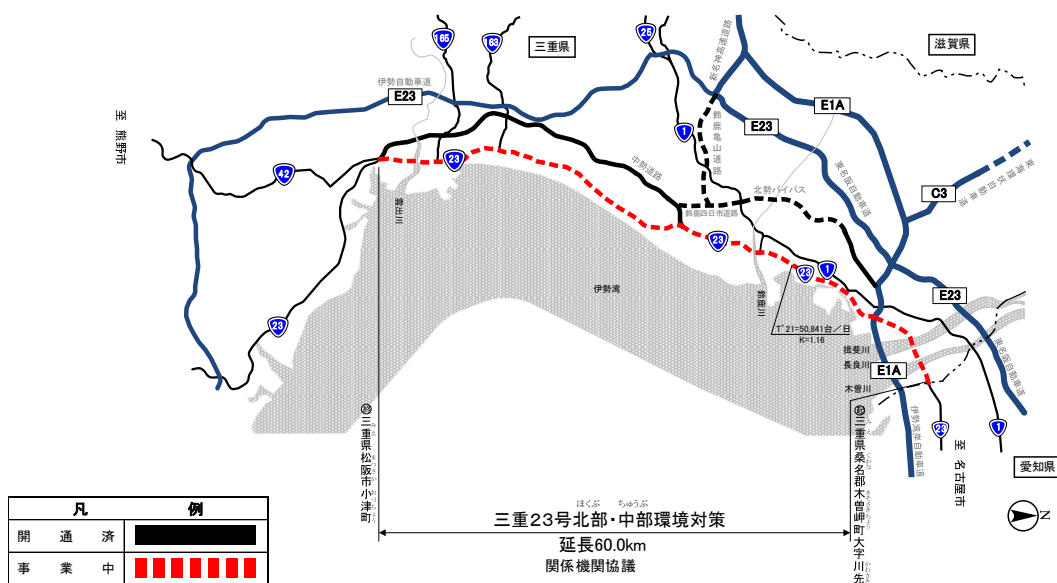
3) 三重 23 号北部・中部環境対策

三重 23 号北部・中部環境対策は、現道 23 号の愛知県境から松阪市小津町間において騒音の環境基準超過区間の解消を目的として計画された環境整備事業です。

R7 年度は、以下のとおり事業を推進します。

三重県桑名郡木曾岬町大字川先～三重県松阪市小津町 (延長 約 60.0km)

・関係機関協議



遮音壁設置工 イメージ図 (設置例)



遮音壁設置後

4) 1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業

1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業は、近鉄四日市駅における新たな交通結節点として、3箇所に分散している路線バス・高速バスの乗降場を集約し、歩行者の円滑な移動・乗換を支援する交通拠点を整備するとともに、駅周辺と一体となった賑わい・歩行空間を創出し、憩いの場となる空間等を配置し、駅周辺を一大交通拠点として人と物の流れや地域の活性化を促進することを目的とした事業です。

R7年度は、以下のとおり事業を推進します。

三重県四日市市^{はま だ ちょう}浜田町 1 番～四日市市^{はま だ ちょう}浜田町 5 番

- ・ 関係機関協議、改良工、橋梁上下部工



4. 2 調査関係

(1) 交通円滑化検討

「三重県道路交通渋滞対策推進協議会」では、渋滞対策を効率的に進めるため、平成 24 年度に「地域の主要渋滞箇所」を選定し、平成 25 年 1 月に公表しました。地方自治体や交通事業者等と連携し、主要渋滞箇所の渋滞対策を推進します。

三重河川国道事務所 HP



(2) 観光地における交通需要マネジメントの推進

【鈴鹿地域】

「鈴鹿 F 1 日本グランプリ活性化協議会」の一員として、鈴鹿 F 1 日本グランプリ開催時の交通円滑化対策に取り組みます。

F 1 開催期間中の交通集中による周辺道路混雑の緩和に向け、中勢バイパスの一部区間をシャトルバス専用道として活用し、近鉄白子駅と会場を連絡するシャトルバスの定時性を確保することで来場者の公共交通利用を促進するほか、帰宅時の経路・時間分散を促す来場者への情報提供を行う交通需要マネジメントを実施します。

鈴鹿 F1 日本グランプリ活性化協議会 HP

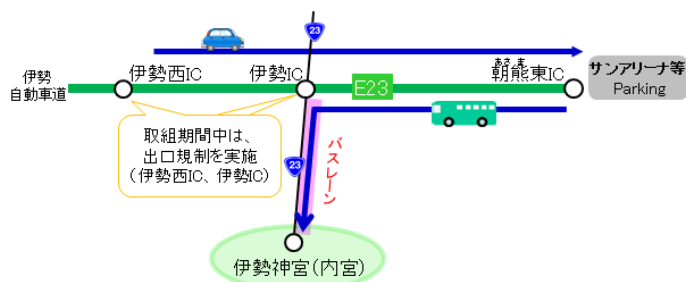


【伊勢地域】

伊勢神宮周辺の観光交通の渋滞対策として、「伊勢地域観光交通対策協議会」と連携して国道 2 3 号の一部をバスレーンとして活用し、バスの定時性を確保するパーク＆バスライドを実施します。

また、観光客の公共交通機関の利用促進のために「らくらく伊勢もうで」による混雑状況などの情報提供を実施します。

らくらく伊勢もうで HP



パーク＆バスライドの取り組み概要



国道 2 3 号の専用レーンを走行する
シャトルバス

(3) モーダルコネクト（津駅周辺道路空間）

津駅周辺道路空間を、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へ再生するため、三重県、津市と一体となって検討を進めています。

地域の意向を把握しつつ、交通拠点における機能強化・再編の必要性等の調査を実施します。

4. 3 交通安全関係

(1) 交通安全対策

1) 一種事業

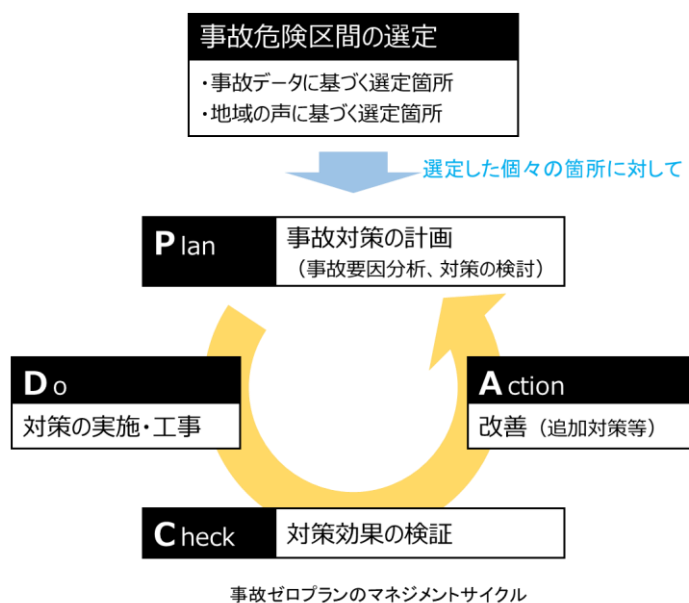
三重県事故ゼロプランに基づき、交通挙動分析や現地点検等によりの確な評価分析を行い、重点的に事故対策を進めています。

昨年度に引き続き1号羽若町事故対策、中勢道路の事故対策（中勢津地区事故対策）、栗真中山町交差点改良などの交通事故対策を実施します。

○事故ゼロプラン

事故ゼロプランは、「選択と集中」、「市民との協働」をキーワードとして、事故データや地域の声に基づき交通事故の危険性が高い区間（事故危険区間）に対して対策を行う取り組みです。

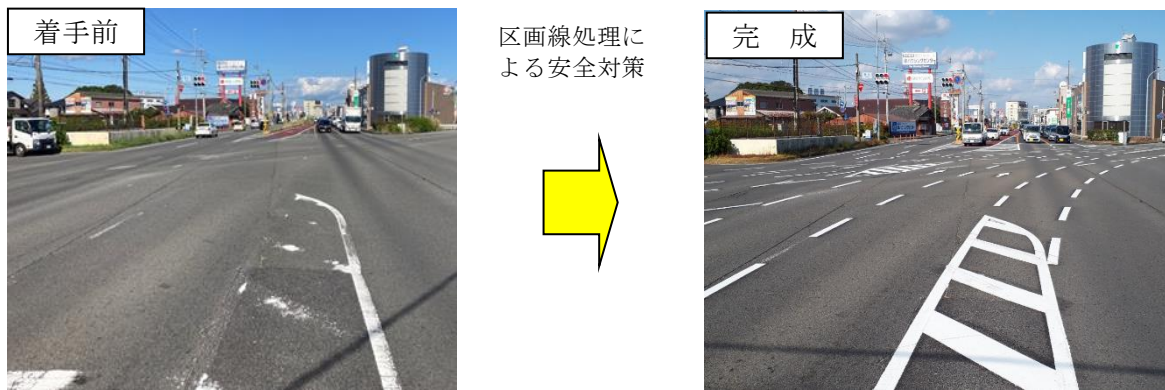
事故要因に即した対策を重点的・集中的に講じることにより効率的・効果的な交通事故対策を推進するとともに、完了後はその効果を計測・評価するマネジメントサイクルにより逐次改善を図ることとしています。



2) 二種事業

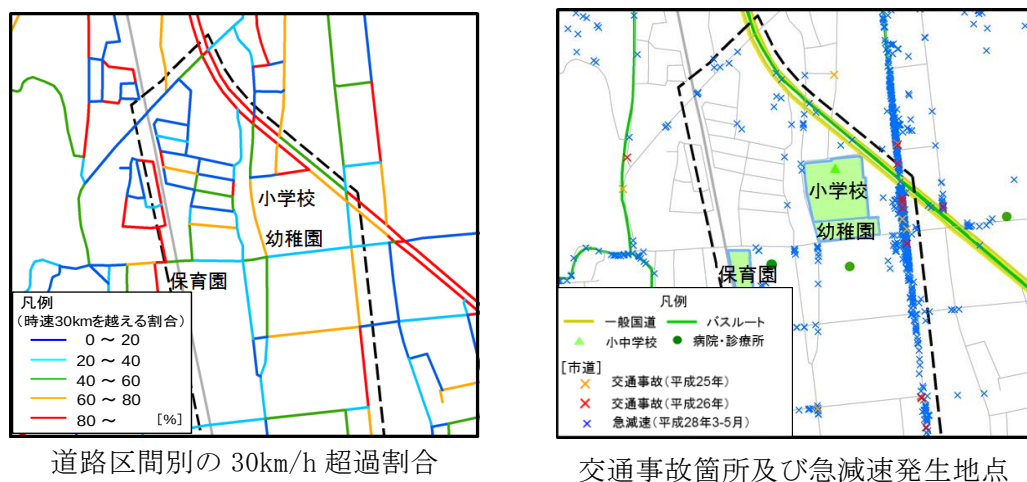
管内において道路標識、防護柵、区画線、道路情報収集提供装置等の整備を図ります。

〔例：23号津市垂水 区画線改善〕



3) 生活道路の交通安全対策実施に向けた支援

通学路等生活道路での交通事故防止対策の取組を支援するため、ETC 2.0 搭載自動車の走行情報を集めた国等で保有するビッグデータを活用し、速度超過、急ハンドルや急停車・急発進など、事故につながる可能性が高いとされる挙動データの分析を行い、管内自治体に対する技術支援及び地域との連携を推進していきます。



4) 中央分離帯開口部閉鎖対策

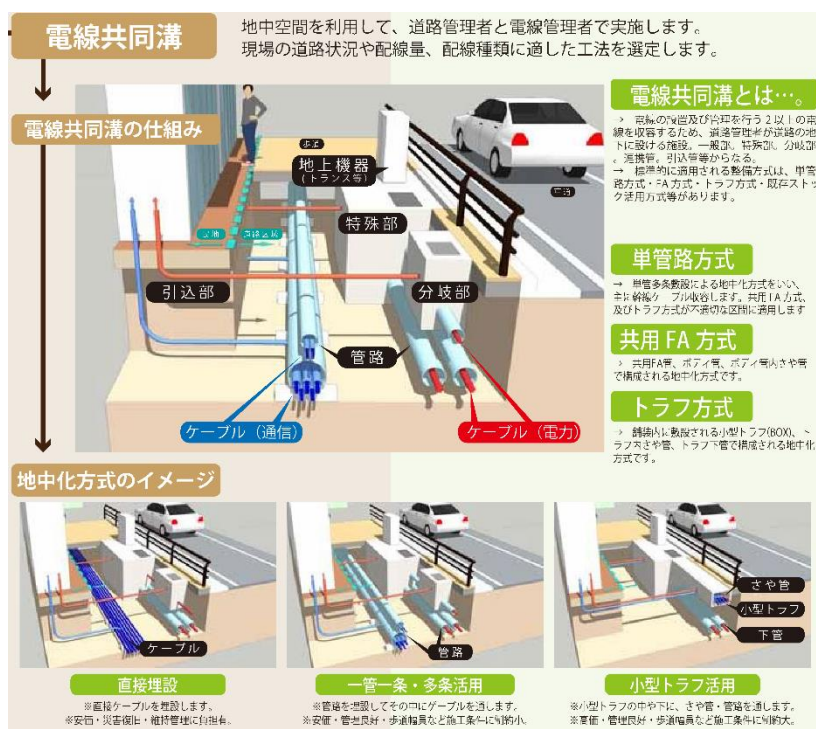
管内の信号機の無い中央分離帯開口部において、交通事故対策として開口部の閉鎖を三重県警察、関係自治体と協力しながら進めています。



(2) 電線共同溝

道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて収容し、「防災」（被災時の広域支援に資するネットワークの確保や、地域住民の安全かつ迅速な避難経路などの確保）、「安全・快適」、「景観・観光」を目的とした無電柱化を推進しています。

市町	路線	電線共同溝名	整備延長 (km)	事業化年度
四日市市	1	茂福電線共同溝	3.8	令和 6 年度
		富士電線共同溝	0.6	平成 28 年度
		四日市海蔵電線共同溝	1.3	平成 13 年度
		四日市新正電線共同溝	2.1	令和 3 年度
鈴鹿市	23	白子電線共同溝	5.2	平成 30 年度
津市		津栗真電線共同溝	5.1	令和 4 年度
		津垂水電線共同溝	3.1	
伊勢市		伊勢宇治浦田電線共同溝	1.0	平成 20 年度
		伊勢南電線共同溝	1.4	



4. 4 管理関係

(1) 管理区間の概要

管理区間は、次のとおりであり、その延長は 207.6km です。

1) 管理担当区間

(単位：km)

路線	路線の起終点		管 理 担 当 区 間				
	起点	終点	区間 延長	出張所別内訳			
				四日市国道維持出張所		津国道維持出張所	
1	東京都 中央区	大阪市	66.6	自：桑名市長島町東殿名 (尾張大橋右岸) 至：亀山市関町坂下 (鈴鹿トンネル三重県側 坑口) 北勢バイパス 自：三重郡朝日町 至：四日市市曾井町	66.6		
23	豊橋市	伊勢市	125.3	自：桑名郡木曾岬町 大字川先 (鍋田橋右岸) 至：四日市市中里町	21.3	自：四日市市中里町 至：伊勢市宇治今在家町 中勢道路 自：鈴鹿市北玉垣町 至：松阪市小津町	104.0
25	四日市市	大阪市	1.6	自：四日市市塩浜 至：四日市市大治田	1.6		
258	大垣市	桑名市	14.1	自：桑名市多度町柚井 (境高架橋三重県側橋台) 至：桑名市大字小貝須	14.1		
計			207.6		103.6		104.0

2) 事前雨量通行規制区間

箇所	区間	延長(km)	通行注意(mm)	通行止(mm)
鈴鹿峠	三重県亀山市関町沓掛 ～ 滋賀県甲賀市土山町山中	4.6	130	180

※通行注意 130mm 通行止 180mm は連続雨量です。(連続雨量とは降り始めからの降雨量です。2mm 以下の降雨が 3 時間継続した場合に連続雨量がゼロにリセットされます。ただし、大雨警報発令時(土砂災害警戒情報含む)は 2mm 以下が 6 時間継続した場合に連続雨量がゼロにリセットされます。)

3) 予防的通行規制区間

箇所	区間	延長(km)
鈴鹿峠	三重県亀山市関町沓掛 ～ 滋賀県甲賀市土山町山中	4.6

※予防的通行規制区間は、大規模な立ち往生を引き起こすような大雪が予想される場合に、予防的に通行規制して集中的に除雪する区間です。

(2) 異常気象時等における通行規制等

大雨、大雪などの異常気象時において、土砂崩れ、積雪などにより交通が危険な場合に、予防的に通行規制を実施します。

大規模災害時には、緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法により道路管理者が立ち往生車両等を強制的に移動することがあります。

道路利用者に対して、天候に応じて「外出は控える」よう広報活動を進めています。

○事前雨量通行規制区間－国道1号（鈴鹿峠）－



自 三重県亀山市関町大字沓掛

至 滋賀県甲賀市土山町大字山中

延長 4.6Km

・ゲート等

沓掛（坂下）ゲート

土山ゲート

岩屋観音地点 バリケード

・基準雨量

通行注意 連続雨量 130mm

通行止め 連続雨量 180mm

・雨量観測地点

亀山市関町坂下テレメータ

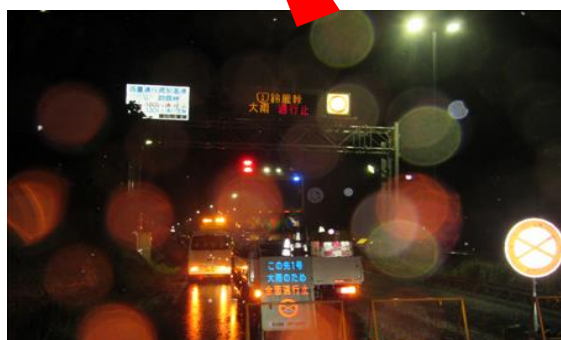
・目的 落石や法面崩落による被害防止

・迂回路

新名神高速道路（E1A）

名神高速道路（E1）

名阪国道（E25）



【土山ゲート】令和5年8月15日台風7号による大雨時の通行止め状況

○遮断機操作訓練

本格的な降雨シーズン到来を前に、国道1号鈴鹿峠の事前雨量通行規制区間にて、職員による通行規制区間の沓掛ゲート及び土山ゲートの遮断機操作訓練を毎年実施しています。



【沓掛ゲート】操作訓練状況



(3) 雪害対策

○機動的な除雪

冬期は、積雪及び凍結の危険があるため、CCTV カメラによる路面状況監視やパトロールにより路面状況を把握し、雪害対応車両や職員等を機動的に配置し除雪を行います。



国道 258 号 桑名市多度町

除雪用プラウを取付けた薬剤散布車



R1 429.8k 鈴鹿県下り2
三重県亀山 国道 1 号 (鈴鹿峠)

グレーダーとロードショベルを併用した除雪



国道 1 号 (北勢 B P) 朝明川橋

職員による凍結防止剤の手撒き



国道 1 号 (北勢 B P) 四日市川北

高圧洗浄機車載軽トラックによる立ち往生
車両の脱出支援

○広範囲での計画的・予防的な通行規制の実施

大規模な立ち往生が発生するおそれがある場合には、関係機関と調整の上、広範囲に躊躇なく計画的・予防的な通行規制を行います。



国道 1 号 (鈴鹿峠) 沓掛交差点

通行止めの状況



国道 1 号 亀山市関宿東交差点

通行止め箇所手前の交差点において迂回案内

○雪氷期の広報活動

事務所の雪寒の取り組みを自治体の広報誌で紹介してもらいます。

また、①「スタッドレスタイヤ等の冬装備を装着し、十分注意して走行すること」、②「積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は、法令違反となること」を、三重県警察と連名で、立看板などで周知します。

さらに、事務所のホームページ、X（旧 Twitter）等において、冬期走行時の注意喚起や路面状況の静止画像の公開も行います。

○自治体広報誌 [広報かめやま R6.12.1](#)



○立看板



○事務所ホームページ



○X（旧 Twitter）

[R7.2.8 の X\(旧 Twitter\)](#)



(4) 道路メンテナンス等

1) 道路パトロール

道路を常に快適で安全な状態に保つため、道路パトロールを行っています。通行の障害となる落下物、汚れや壊れた箇所を発見した時は、必要に応じて即座に補修します。また台風や地震などの災害時に安全に通行できるかを確認しています。



2) 構造物の点検

橋梁、法面、路面、構造物、案内標識、照明柱など道路施設を定期的に点検・診断し、発見された損傷を補修、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害防止に努めています。



3) 橋梁の長寿命化

橋梁を健全な状態に保つには、適切な維持管理を実施し過積載車両などの違反車両をなくすことが必要です。三重河川国道事務所管内で建設された橋梁は、今後急速に高齢化が進行します。点検・診断・措置（補修）・記録というメンテナンスサイクルに取り組むことで長寿命化を図り、計画的な補修を実施しています。



4) 三重県道路インフラメンテナンス協議会

道路法令等の改正により、平成26年度から全ての道路管理者は5年に1度、橋梁等の点検実施が義務化されました。人手不足、技術力不足等の課題により、点検や補修が進まない地方公共団体の支援等を行うために、三重県道路インフラメンテナンス協議会を運営しています。



5) 耐震対策

南海トラフ巨大地震等、大規模地震が発生した際に、落橋や倒壊を防ぎ緊急輸送道路を確保するために橋梁の耐震対策を進めています。



(5) 道路情報の提供・受信

1) 道路情報板による道路情報の提供

道路利用者へ道路情報（工事や事故、落下物）を伝えるために、道路情報板を設置し、リアルタイムで道路情報を提供しています。



道路情報板
(工事規制情報)



<表示例：事故による規制情報>

2) 津波専用簡易情報板を活用した津波避難

南海トラフ巨大地震等により大津波警報や津波警報が発令された場合に、道路利用者へ迅速に津波情報を提供できるよう、平成26年度に津波専用簡易情報板を12箇所設置し、運用を開始しています。



津波専用簡易情報板



<表示例>

3) 「#9910（道路緊急ダイヤル）」による道路情報の受信

道路利用者からの道路緊急情報を、「#9910」により収集し、迅速な対応に努めています。



また、令和6年3月29日より、LINEでの通報も可能となりました。



(6) 許認可

1) 特殊車両の通行

特殊車両（一般制限値※を超える車両）は、道路構造の保全や交通の危険防止の観点から、道路法第47条の2に基づく通行許可が必要です。

違反車両が道路を通行することがないように、特殊車両の指導取締り（現地取締と自動計測装置）及び啓発活動を実施しています。

※一般制限値：幅2.5m、高さ3.8m（4.1m）、長さ12m、総重量20t（25t）

括弧内は、高さ限度緩和指定道路・総重量限度緩和指定道路の場合。なお、管内の直轄道路は、国道1号の伊勢大橋を含む桑名市内の一部（総重量限度緩和指定道路でない区間）を除き、高さ・総重量限度緩和指定道路です。



取締り風景



重量超過車両の減載措置状況

2) 道路の占用

道路法上の道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用する場合には、道路法第32条に基づく道路占用許可が必要です。

道路管理者として、安全円滑な交通の確保を前提としつつ、占用物件の設置箇所や構造等が法令で定められた基準に合致しているかどうかの審査を行っています。

3) 乗り入れ口の設置

国道に乗り入れ口を設置するには、道路法第24条に基づく道路工事施行承認が必要です。

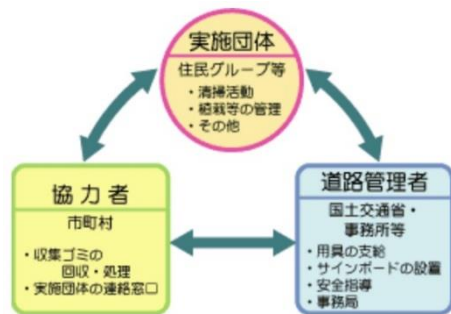
道路管理者として、安全円滑な交通の確保を前提としつつ、乗り入れの場所や構造等が法令で定められた基準に合致しているかどうかの審査を行っています。

(7) 地域等との連携

ボランティアサポートプログラム（V S P）

道路の美化清掃に取り組む地域や企業の皆さんと協定（V S P）を締結し、皆さんと共に快適な道づくりを進めています。現在は7団体が活動しています。

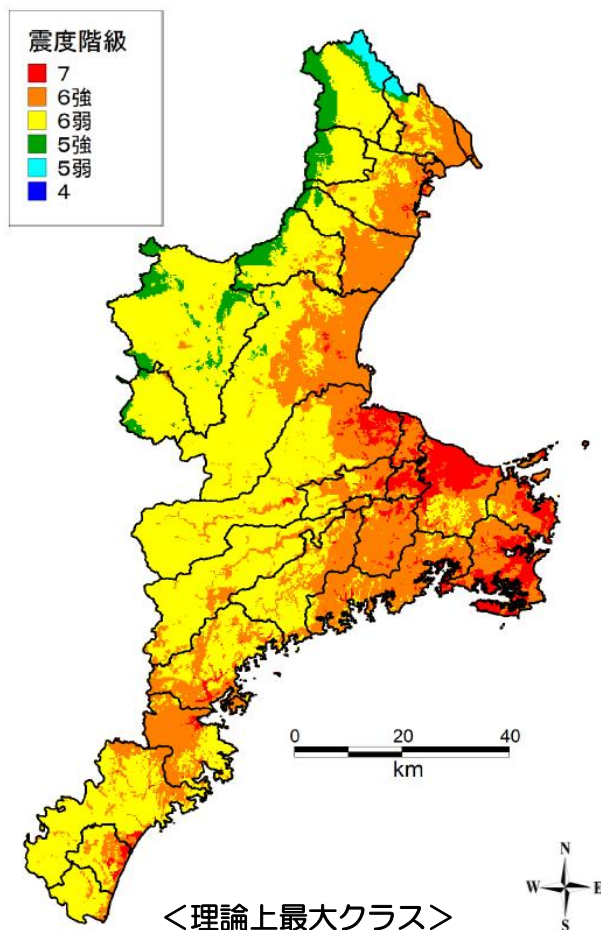
三重河川国道事務所では、参加団体を募集しています。お気軽に問い合わせ下さい。



5. 災害への備え・防災へのとりくみ

阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年が経過しましたが、今なお、毎年のように大規模な地震や風水害等の自然災害が発生しており、令和6年も能登半島で発生した地震・大雨をはじめとして、7月の梅雨前線や台風10号による大雨、宮崎県日向灘沖を震源とする地震など、全国各地で災害が発生し、被災地域の方々の生活に大きな打撃を与えています。

三重河川国道事務所では、そのような自然災害に備え、被害を最小限に軽減しつつ、地域産業を下支えする道路の整備や管理に取り組み、より質の高い生活環境の創造を実現するため、「防災・減災、国土強靱化対策」などに代表される事業の実施や、流域におけるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方である流域治水施策を推進しつつ、災害への備え・防災へのとりくみとして災害対策用建設機械の配備・運用や災害対策用建設機械の操作訓練、防災通信訓練、情報伝達訓練などの防災訓練の実施をはじめ、緊急災害対策派遣隊（リエゾン含む）の準備や道路啓開方針の検討などの実施を通して、災害に備えるとともに防災関係機関との連携の強化を図っています。



南海トラフ地震震度分布
三重県地震被害想定調査報告書<平成26年3月>より



台風10号による出水状況
(櫛田川水系 佐奈川 令和6年8月)



大雪によるスタック状況
(国道23号四日市市内 令和5年1月)

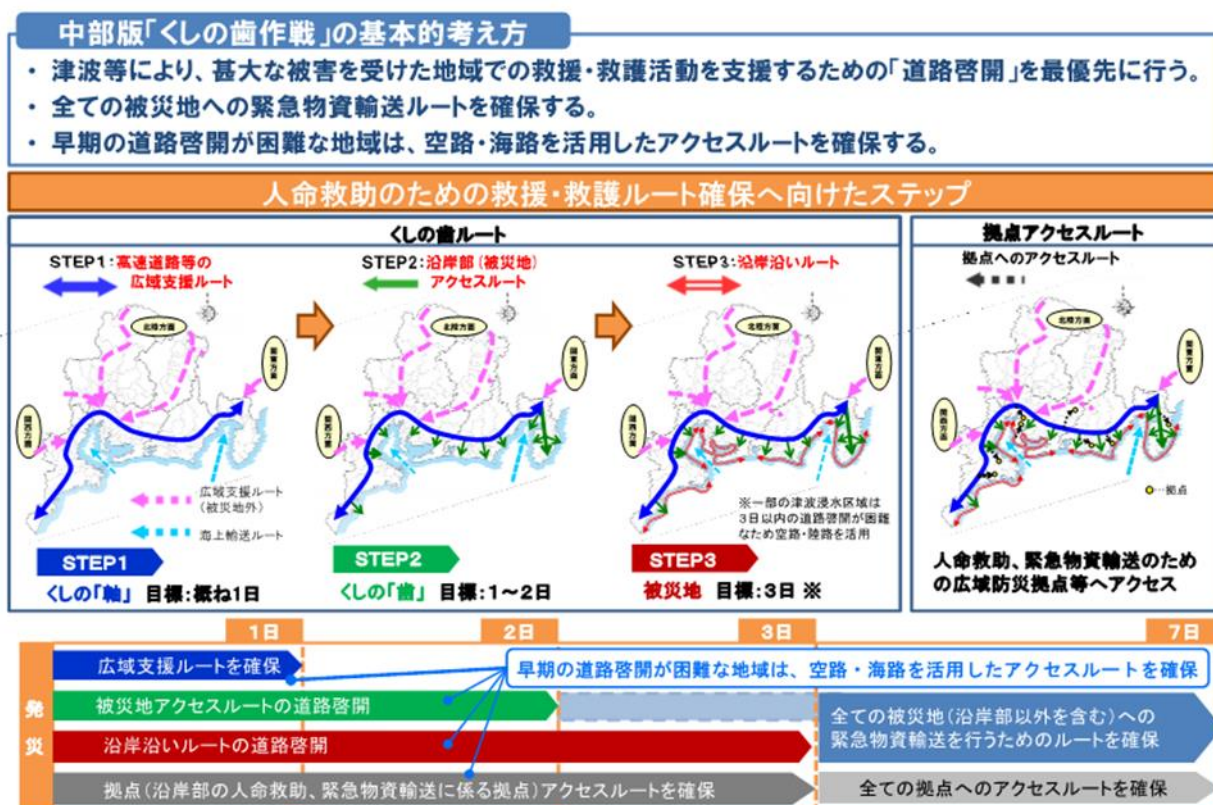
(1) 道路啓開等方針検討

巨大地震に備え、中部地方において各道路管理者間が相互に協力して被害の最小化を図ることを目的とし、三重県内の地域特性を踏まえた方策を検討しています。

三重河川国道事務所は、三重県小分科会の事務局として、三重県と協力し実効性のある道路啓開計画の確立を目指していきます。

令和7年度は、前年度に引き続き実効性の高い「くしの歯作戦」とするための具体的な計画の検討、三重県、市町そして三重県建設業協会等との地区検討会を主体に警察、消防、占用企業者などと連携した実動訓練を実施していきます。

また、地区検討会は、「くしの歯作戦」の実効力の向上と地域の課題解決を目的とし、三重県、市町、三重県建設業協会、三重県測量設計業協会と共に三重県内11地区で実施していきます。



亀山地区訓練 (令和6年10月)



津地区訓練 (令和6年10月)

(2) 他機関との防災情報の連携

三重河川国道事務所では、地震や津波、台風や豪雨、降雪などの自然災害の発生に迅速に対応するため、日頃から津地方気象台と防災情報の共有を図っています。

令和6年度も、津地方気象台との勉強会を実施するとともに、台風接近時や大雨が予想される低気圧の通過時には、津地方気象台からの臨時説明会に参加し、詳細な防災気象情報をもとに体制配置等に活用しました。

令和7年度においても、引き続き地域の災害リスクの認知及び緊急時の防災気象情報の活用など、防災への備えとして、他機関との防災情報の連携を予定しています。

令和6年度における津地方気象台との防災情報の連携（WEB解説及び資料提供）

番号	実施内容（タイトル）	実施日	備考
1	第35回 防災情報みえ	令和6年6月27日	定例会議
2	津地方気象台との気象・防災勉強会	令和7年2月21日	定例会議
3	1月24日～25日に変えての大雪の見通し	令和6年1月23日	臨時
4	5月28日の大雨の見通し	令和6年5月27日	論時
5	6月18日の大雨の見通し	令和6年6月17日	臨時
6	7月16日の大雨の見通し	令和6年7月16日	臨時
7	7月25日にかけての大雨の見通し	令和6年7月24日	臨時
8	8月25日までの天気見通し	令和6年8月23日	臨時
9	台風第10号の今後の見通しについて	令和6年8月23日	臨時
10	台風第10号の今後の見通しについて	令和6年8月29日	臨時
11	9月10日にかけての大雨の見通し	令和6年9月9日	臨時
12	10月18日にかけての大雨の見通し	令和6年10月17日	臨時
13	令和7年1月13日日 向灘付近で発生した地震に関する 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	令和7年1月14日	臨時
14	2月8日の大雪の見通しについて	令和7年2月7日	臨時
15	2月18日から19日の大雪の見通しについて	令和7年2月17日	臨時
16	これから2月19日にかけての大雪の見通しについて	令和7年2月17日	臨時
17	3月16日の大雨の情報について	令和7年3月14日	臨時



津地方気象台との気象・防災勉強会
(令和7年2月)

(3) 防災情報の提供

三重河川国道事務所では、気象状況の変化に伴う河川及び道路の状況を把握し、災害の発生に備えるため、必要な個所に、雨量計、水位計やＣＣＴＶカメラを整備しています。なお、それらの主な情報については、ホームページ等にて情報提供を行うとともに、鈴鹿峠の雨量や積雪に伴う通行止め及び雪害作業の状況などを配信して道路利用者等に情報提供しています。



また、関係自治体やテレビ局及び津地方気象台と陸上自衛隊第33普通科連隊（久居駐屯地）にＣＣＴＶカメラ映像の配信を行っており、地域住民の避難行動や災害時の初動対応等の連携強化が期待されています。

平常時	洪水時
鈴鹿川水系鈴鹿川右岸6.4k 三重県鈴鹿市一ノ宮町 高岡水位観測所	鈴鹿川水系鈴鹿川右岸6.4k 三重県鈴鹿市一ノ宮町 高岡水位観測所

河川出水時のＣＣＴＶカメラ映像配信イメージ（鈴鹿川 高岡 令和6年8月）

CCTVカメラ映像の配信機関

CCTV カメラ映像の配信機関		CCTV カメラ映像の配信イメージ
自治体	四日市市	 ケーブルテレビによる放送画面イメージ (松阪ケーブルテレビの事例)
	鈴鹿市	
	津市	
	伊勢市	
テレビ局	NHK津放送局	
	三重テレビ放送(株)	
	(株) ケーブルネット鈴鹿	
	(株) ZTV	
	松阪ケーブルテレビ・ステーション(株)	
関係機関	津地方気象台	
	陸上自衛隊第33普通科連隊 (久居駐屯地)	

(4) 自治体・地域・建設業協会・自衛隊と連携した防災訓練・啓発活動

三重河川国道事務所では、地震・風水害・土砂災害等の備えとして実施される自治体や関係機関による防災訓練に参加又は協力し、災害対策用機械等の展示及び操作手順の説明等も行い災害に備えた準備や防災意識への啓発活動を行うとともに、関係機関との防災連携の強化に努めています。

令和7年度についても引き続き、自治体及び関係機関の防災訓練に参加及び協力をして防災連携の強化に努めます。

令和6年度 自治体及び関係機関等との防災訓練（防災啓発活動含む）

訓練名称	実施日（場所）	関係機関等	訓練内容
令和6年度 亀山市水防訓練	令和6年5月12日（日） （亀山市）	亀山市	開会式挨拶、参観
令和6年度 伊勢市水防訓練	令和6年6月2日（日） （伊勢市御園町）	伊勢市	災害対策用機械（排水ポンプ車） の展示と車両の紹介
令和6年度 四日市市市民 総ぐるみ総合防災訓練	令和6年9月29日（日） （四日市市）	四日市市	災害対策用機械を展示
令和6年度 亀山市総合防災訓練	令和6年10月19日（土） （亀山市）	亀山市	開会式挨拶、参観
令和6年度 津市総合防災訓練	令和6年11月16日（土） （津市久居）自衛隊敷地	津市	人命救助、道路啓開の昼夜作業を 想定した照明車の実動訓練
令和6年度 三重県・志摩市 鳥羽市総合防災訓練	令和6年12月8日（日） （志摩市）	三重県 志摩市、鳥羽市	衛星通信車を活用したドローン 及び防災対策ヘリによる被災調 査訓練
令和6年度 三重県 鈴鹿市総合防災訓練	令和6年12月21日（土）～ 22日（日） （鈴鹿市）	三重県 鈴鹿市	排水ポンプ車の展示 TEC-FORCE 活動のパネル展 示、子供テック服試着体験



令和 6 年度 津市総合防災訓練【人命救助】
(津市久居 令和 6 年 11 月)



令和 6 年度 津市総合防災訓練【道路啓開】
(津市久居 令和 6 年 11 月)



令和 6 年度 三重県・鈴鹿市総合防災訓練
【照明車の展示及び子供テック服試着体験】
(鈴鹿市 令和 6 年 12 月)



令和 6 年度 三重県・鈴鹿市総合防災訓練
【TEC-FORCE 活動パネル展示】
(鈴鹿市 令和 6 年 12 月)



令和 6 年度三重ブロック災害対策用機械等操作訓練
【照明車】(松阪市 令和 6 年 7 月)



令和 6 年度三重ブロック災害対策機械等操作訓練
【排水ポンプ車 三重県】(紀北町 令和 6 年 7 月)

(5) 緊急時に活躍する災害対策用建設機械

1) 派遣要請について

国土交通省では、災害発生時の緊急対策及び復旧作業支援を目的とした「災害対策用建設機械」の配備、運用を行っており、三重河川国道事務所には、排水ポンプ車4台、照明車3台、衛星通信車1台、対策本部車1台を保有しています。

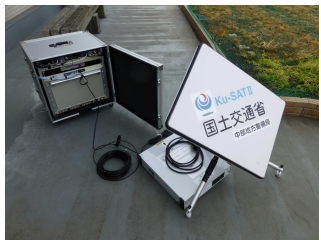
台風や豪雨等により、河川堤防や道路等の被害が発生、またはその恐れがある場合には、国土交通省の直轄管理区間の範囲に限らず、地方自治体の要請に基づき応援派遣を行うことができます。



照明車



排水ポンプ車



Ku-SAT II



対策本部車



衛星通信車

2) 近年における災害対策用建設機械の派遣実績

令和2年度～令和6年度の自治体への支援の実績は、以下のとおりです。

	派遣年度と派遣実績			
	令和2年度	令和3年度・4年度	令和5年度	令和6年度
派遣実績	福岡県久留米市	令和3年度・4年度は災害派遣の実績なし	三重県伊勢市小俣町	三重県伊勢市横輪町
	熊本県球磨村		三重県松阪市	
	三重県伊賀市		三重県伊勢市楠部	
	富山県南砺市（雪害）			



令和2年7月豪雨（排水作業）
福岡県久留米市における排水ポンプ車の派遣



令和6年6月法面崩落（照明作業）
三重県伊勢建設事務所における照明車の派遣

(6) 道路管理における積雪への備え

雪氷対策期間に向け、三重県内の3道路系事務所、三重県警察、雪氷・維持業者と連携し、除雪車等の動作確認及び配備を実施しています。

また、大雪等により立ち往生した車両を速やかに移動させ、道路交通を確保することを目的として、職員による立ち往生車両移動訓練も実施しています。



除雪車等の動作確認



簡易移動ジャッキを使用した車両移動の様子

(7) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE（テックフォース）」は、大規模自然災害が発生した場合に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団体を支援します。国土交通本省、中部地方整備局からの指示のもと平成20年4月より取り組まれています。

三重河川国道事務所から令和1年度から6年度までの緊急災害派遣隊への派遣実績は、以下のとおりです。

年度	災害事象	派遣人数	派遣日数	派遣先	活動内容
令和1年度	令和1年8月豪雨 (8/27~8/28)	4名	6日	佐賀県多久市	河川被害の調査
	台風19号 (10/10~10/13)	1名	6日	宮城県大崎市、松島町	市内排水作業
		1名	8日	茨城県水戸市	粉塵防止
		4名	7日	宮城県丸森町	河川被害の調査
		4名	7日	岩手県宮古市	道路被害の調査
		1名	7日	宮城県大崎市	市内排水作業
		4名	7日	宮城県丸森町 福島県南相馬市	河川被害の調査

年度	災害事象	派遣人数	派遣日数	派遣先	活動内容
令和2年度	令和2年7月豪雨 (7/4~7/7) (7/28~8/2)	1名	7日	筑後川	浸水防止対策
		1名	7日	筑後川、球磨川	
		1名	6日	球磨川	
		4名	6日	熊本県相良村、五木村	河川・ダム被害の調査
	令和3年度~4年度については、緊急災害派遣は、ありませんでした。				
令和5年度	令和6年 能登半島地震 (1/2~2/14)	4名	7日	石川県七尾市 (1/2~1/9)	道路災害調査(道路)
		4名	6日	石川県珠洲市 (1/15~1/21)	道路災害調査(道路)
		4名	6日	石川県輪島市 (1/27~2/2)	砂防被害調査(河川)
		4名	6日	石川県能登町 (2/8~2/14)	道路災害調査(道路)
令和6年度	令和6年 能登豪雨 (10/2~10/9)	4名	8日	石川県輪島市	道路被害調査(道路) ドローンによる被災路線調査等

令和6年 能登豪雨災害道路被害調査の状況



ドローンによる被災路線調査状況



踏査による被災路線調査状況



調査データ整理状況



首長へ調査結果の報告状況

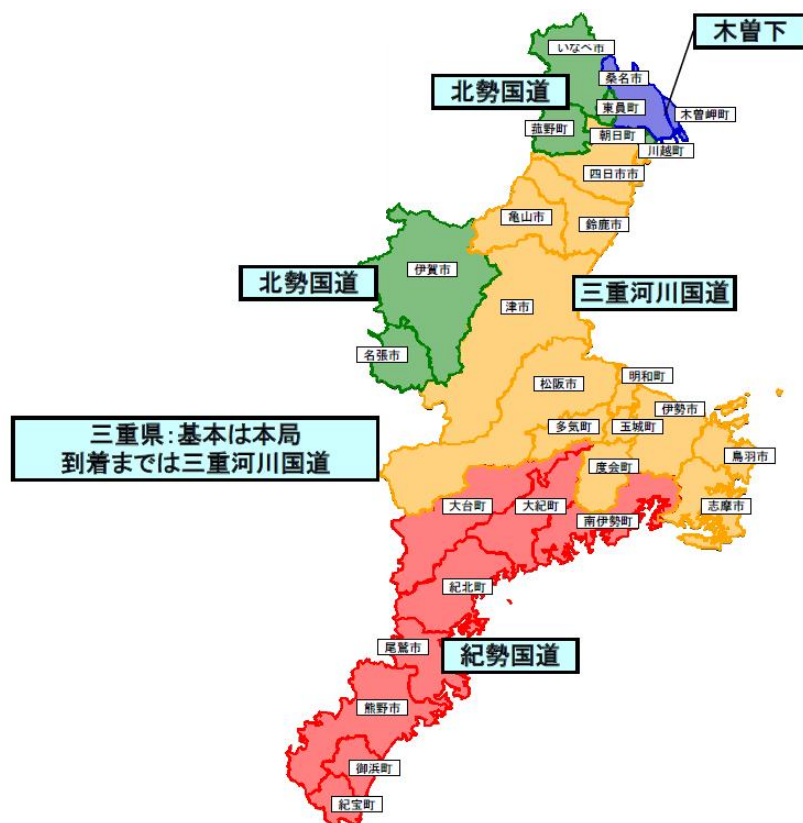
(8) リエゾン（情報連絡員）派遣

三重河川国道事務所では、災害発生時に地方公共団体へ事務所職員又は、中部地方整備局職員を派遣して、被災情報の収集や中部地方整備局からの災害対策資機材等の情報共有、支援対応の提案等を行っています。

情報連絡員を通じて、地方公共団体との円滑な情報共有を図ることにより、地方公共団体による迅速な災害復旧活動の支援を行います。

なお、近年の三重河川国道事務所職員のリエゾン派遣実績は以下のとおりです。

また、三重県庁へは、中部地方整備局職員が派遣されます。



三重県内の各事務所担当地域



リエゾン派遣状況（平成30年 鳥羽市）



リエゾン派遣イメージ
（令和7年2月 伊勢市図上訓練より）



新松尾川樋門整備の状況（R6.7）

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>



三重河川国道事務所	〒514-8502	津市広明町 297	TEL059(229)2211(代)
鈴鹿川出張所	〒510-0874	四日市市河原田町 1962-2	TEL059(345)5593
雲出川出張所	〒514-1106	津市久居寺町 1225-7	TEL059(255)2770
櫛田川出張所	〒515-0205	松阪市豊原町 1341-1	TEL0598(28)2265
宮川出張所	〒516-0008	伊勢市船江 1-11-25	TEL0596(25)1018
四日市国道維持出張所	〒510-0885	四日市市日永 4-1-16	TEL059(345)2516
津国道維持出張所	〒514-8502	津市広明町 297	TEL059(229)2390